

泉佐野市子ども・子育て支援事業計画

泉佐野市次世代育成支援行動計画

平成 27(2015)年 3 月

泉 佐 野 市

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の基本理念	3
第3節 計画の性格	4
第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く環境	5
第1節 少子化の動向	5
第2節 家族や世帯の動向	11
第3節 子育て支援施策の概況	15
第4節 子ども・子育て支援事業計画における取り組み課題	32
第3章 計画の基本目標	54
第1節 計画推進にあたって踏まえるべき基本的視点	54
第2節 計画の基本目標	56
第3節 施策の体系	57
第4章 施策の方向	64
第1節 地域における子育て支援の推進	64
第2節 妊婦並びに乳幼児等の健康の保持及び増進	73
第3節 子どもの成長に資する教育環境の整備	77
第4節 子育てを支援する生活環境の整備	82
第5節 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	87
第6節 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進	91
第5章 事業の実施計画	95
第1節 今後5年間の「量の見込み」及び確保方策	95
第6章 計画の推進体制	105
第1節 計画推進における基本的な考え方	105
第2節 市民、関係機関・団体との連携	106
参考資料	107
泉佐野市子ども・子育て会議条例	107
泉佐野市子ども・子育て会議条例施行規則	109
泉佐野市子ども・子育て会議 委員名簿	110

第1章 計画策定の趣旨

第1節 計画策定の背景

1. 計画策定の趣旨と背景

<国の少子化対策>

近年、我が国においては、急速な少子化等を背景として、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化し続けています。女性の社会進出に伴う低年齢時からの保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化を背景とした子育て不安を抱える保護者の増加、児童虐待等子どもの権利を脅かす事件の増加など、子ども・子育てをめぐる課題は複雑・多様化しています。

国においては、少子化対策として平成15年に制定した次世代育成支援推進対策法に基づき、総合的な取り組みを進めてきました。しかしながら、都市部における待機児童の増加や地方における子どもの減少等、子ども・子育てをめぐる課題はますます増大していることから、様々な課題解決を図るため、新たな支援制度を構築することとなりました。

平成24年には「子ども・子育て関連3法」を制定し、新たな制度のもと、市町村においては、幼児期の教育・保育、子育て支援の量の拡充や質の向上を図るとともに、地域に応じた子育て支援を進めることとなっています。

また、次世代育成支援推進対策法に基づく十年間の取り組みにより、合計特殊出生率がやや持ち直し、また、仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備等が一定程度進んだものの、少子化の流れが変わったとまでは言えないことから、引き続き、期限を区切った集中的・計画的な対策の推進・強化のため、平成26年に法の有効期限を十年間延長する等の改正が行われました。

<大阪府の動き>

大阪府においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年3月に「子ども・未来プラン(大阪府次世代育成支援行動計画)」を策定し、これまでの保育施策を中心とした取り組みに加えて、在宅での子育て家庭を含むすべての子育て家庭への支援や、男性も含めた働き方の見直し、企業における職場環境の整備など、幅広い側面から子育て家庭を支援する内容としており、すべての子どもが健やかに成長することができる温かい地域社会の創造に向け、平成19年4月に制定した「大阪府子ども条例」に基づく計画として位置づけられました。

現行計画は平成27年3月までのものであり、現在、新たな子ども・子育て関連3法に基づいた計画(平成27年4月から平成32年3月まで)の策定に向け、検討を行っています。

＜本市の動き＞

本市においては、平成17年に泉佐野市次世代育成支援行動計画＜前期計画＞(計画期間:平成17年～21年)を、また、平成22年に同後期計画(計画期間:平成22年～26年)を策定し、子育て支援にかかる様々な事業を推進してきました。

子ども・子育て関連3法が制定されたことにより、平成26年度中に、子ども・子育て支援法に基づき、平成27年から平成31年を計画期間とした「泉佐野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に子育て支援を推進していくこととします。

また、次世代育成支援対策推進法の改正により、法の有効期限が十年間延長され、法に基づく市町村行動計画の策定義務は任意化されましたが、本市におきましては、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画と一体的に策定することとします。

2. 計画の法的根拠と位置づけ

「子ども・子育て関連3法」の制定により、わが国の子ども・子育て支援は、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」へ移行します。

「子ども・子育て支援新制度」は、子どもを生み育てやすい社会の実現を目指して創設されたもので、新制度においては、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

本計画は、少子化解消推進対策とも深く関わりを持つため、次世代育成支援対策推進法に基づく「泉佐野市次世代育成支援行動計画＜前期計画・後期計画＞」の考え方を継承するものとします。また、本計画は、上位計画である「第4次泉佐野市総合計画」や、その他関連計画、「子どもの権利条約」が定めるあらゆる子どもの人権の尊重と子どもの最善の利益を考慮して策定しています。

第2節 計画の基本理念

本市の第4次総合計画では、「ひと」に視点を置いたまちづくりを基本理念とし、平成30年度を目標とする将来像を「賑わいと歴史ある迎都泉佐野一ひとを育みひとにやさしくー」と設定しています。その将来像を実現するための政策として「市民と協働し、すべての人が輝くまちづくり」「歴史・文化を大切にし、ひとを豊かに育むまちづくり」「やさしさとふれあいのあるまちづくり」「安全で、ひとと地球に優しいまちづくり」「活力をうみ、賑わいのあるまちづくり」「心地よく、くつろぎを感じるまちづくり」という6つの基本方向を示し、だれもが安心して心豊かに住み、働き、学び、憩うことができるまちの実現に向けた取り組みを進めています。

【市としての取り組むべき方向】

- 子どもや子育てをする家庭、それらを支える地域社会が主役であり、本市における子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援行動計画は、「子育て」「子育て」「親育ち」そして「地域育ち」を応援することを目的とする。
- 子育て家庭への支援を通じ、本市において子どもを生み育てやすい環境を創出し、第一に子どもの育ちを軸に考え、それを周囲の大人や地域が支えるという支援のあり方をめざす。
- 子育てを軸に置いた取り組みを通じ、それを支える親の育ち、さらには地域の育ちを促す。

以上の方向性に沿った取り組みを通じ、

次代を担う子どもたちの権利と利益が最大限尊重され、
子どもも親も地域の温かい支え合いのなかでふれあい
豊かに成長できる、子育てのまちいずみさの

を、この計画がめざす基本理念とします。

第3節 計画の性格

1. 計画の法的根拠

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」を策定するものであり、市で策定した以下の関係する各分野の計画との連携・整合を図りつつ策定するとともに、今後策定される予定の計画について可能な限り整合性を図ります。

2. 計画の位置づけ

本計画は、本市のまちづくりの総合的指針である「第4次泉佐野市総合計画」を上位計画として、福祉をはじめ保健、教育、労働、生活環境など市政の各分野にわたる総合的な計画として位置づけられ、次代を担う子どもを生ま育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための部門別計画となるものです。

また、大阪府の「子ども・子育て支援事業計画」における子育て支援の取り組みの考え方を踏まえながら、「泉佐野市障害者計画」、「泉佐野市男女共同参画すいしん計画」、「泉佐野市地域福祉計画」などの関連計画等との調和を図り策定するものです。

3. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とし、「量の見込み」や「確保方策」等を定めるものでありますが、社会情勢や市の状況、子育て家庭のニーズ等の変化に柔軟に対応するため、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

【計画の期間】

平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度
次世代育成支援行動計画(後期計画)					次世代育成支援行動計画 子ども・子育て支援事業計画					次期計画	
→					→					→	
					見直し						
					→						
										見直し	
										→	

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く環境

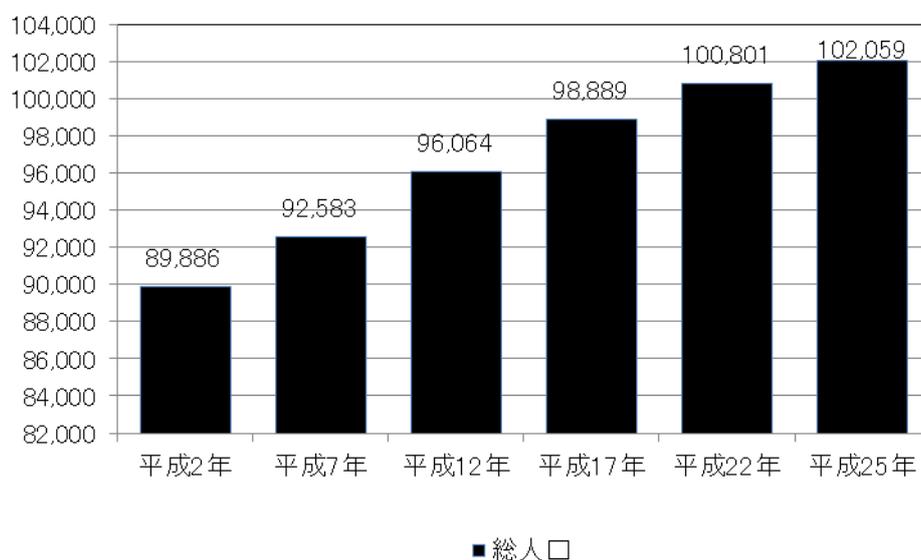
第1節 少子化の動向

1. 人口の推移

(1) 総人口の動向

本市の総人口の推移をみると、平成2年から増加に転じ、平成25年4月1日現在の総人口は、102,059人となっています。

【総人口の推移】

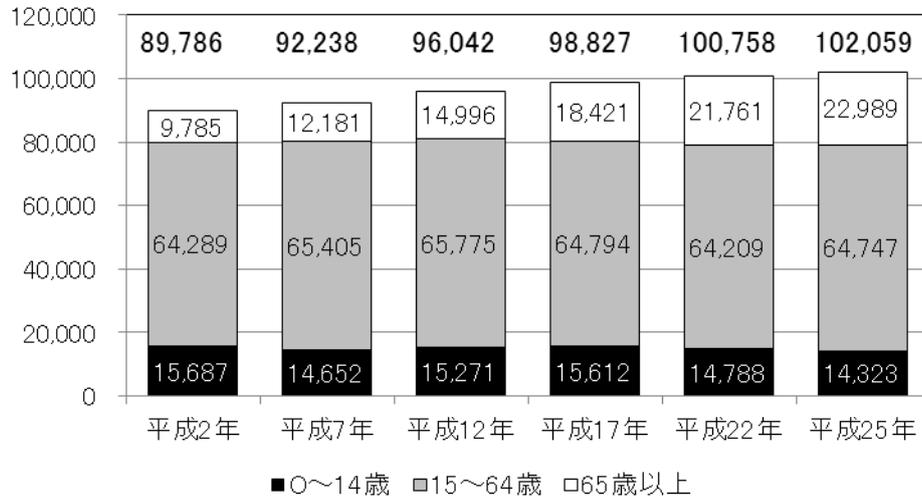


資料：国勢調査（各年10月1日現在）（平成25年は住民基本台帳）

(2) 年齢3区分別人口の動向

総人口の内訳を年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口は、増減を繰り返しており、平成17年以降は減少傾向にあり、平成25年は14,323人となっています。一方、15～64歳の生産年齢人口は、ほぼ横ばいで推移し、65歳以上の老年人口は年々増加傾向にあります。

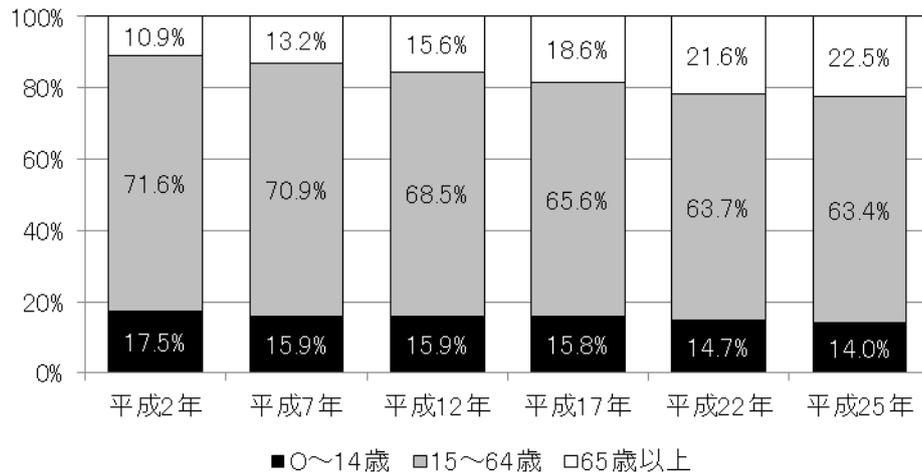
【年齢3区分別人口の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日現在）（平成25年は住民基本台帳）
 ※年齢別人口では不詳が除かれているため、前述の総人口数と若干の差が生じています。

年齢3区分別人口の推移を構成比で見ると、総人口に占める年少人口の割合は徐々に減少傾向にあり、平成25年では14.0%となっています。これに対し、老年人口の割合（高齢化率）は増加傾向にあり、少子化の動きは緩やかに進行していく一方で、高齢化は着実に進行しています。

【年齢3区分別人口の推移（構成比の推移）】

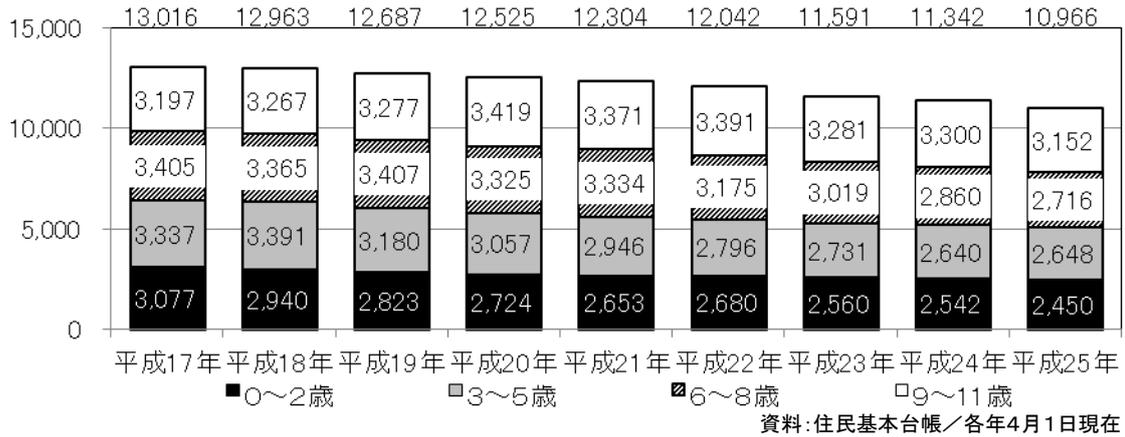


資料：国勢調査（各年10月1日現在）（平成25年は住民基本台帳）

(3) 児童人口の動向

本市の児童人口(0～11歳)の推移を住民基本台帳からみると、平成17年以降は年々減少しており、平成25年4月1日現在は10,966人となっています。

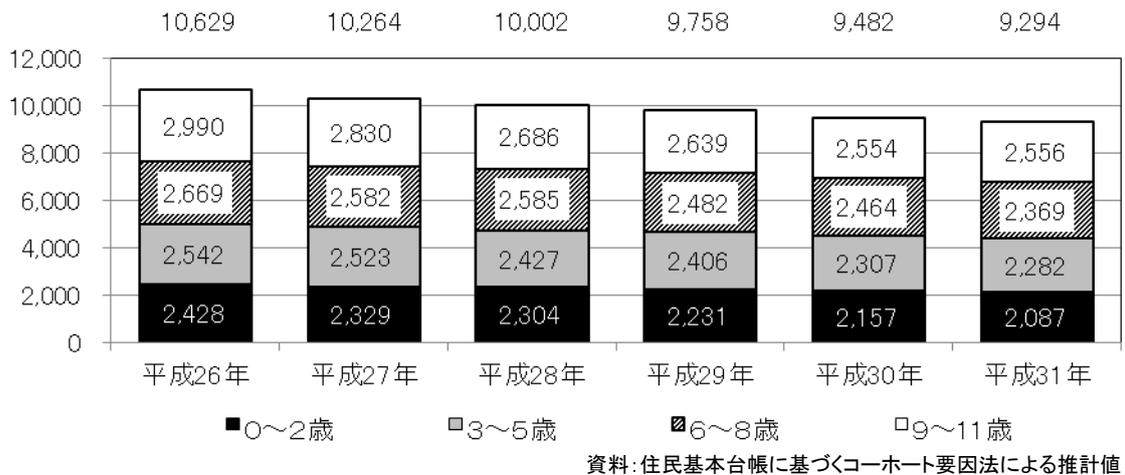
【児童人口の推移】



計画期間(平成27～31年度)の本市における0～11歳までの児童人口について、住民基本台帳及び出生率などをもとにコーホート要因法により推計しました。

今後5年間の予測としては、児童人口は減少し、平成31年には全体で9,294人となる見込みです。

【平成31年までの児童人口(推計)の推移】



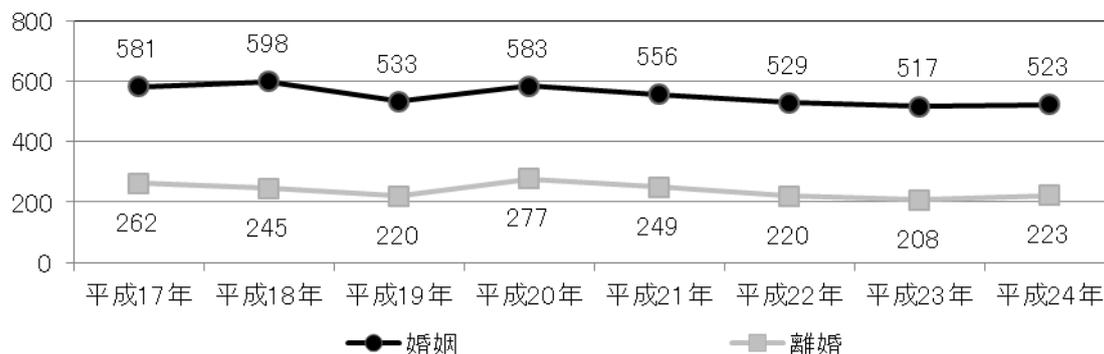
2. 人口動態

(1) 婚姻・離婚の動向

婚姻件数及び離婚件数については、平成20年までは増減を繰り返し、平成20年以降減少傾向にありましたが、平成24年には若干増加しています。

離婚件数の増加に伴い、ひとり親家庭も増えていると見込まれ、ひとり親家庭に対するさらなる支援が必要となっています。

【婚姻・離婚数の推移】



資料：大阪府統計書

未婚率の推移をみると、いずれの年代も、男女とも年々未婚率は上昇傾向にありますが、特に25～34歳までの女性の未婚率の上昇傾向が著しくなっています。

平成22年の数値について、本市は、男女いずれの年代も、全国及び府と同程度の水準となっています。

【未婚率の推移】

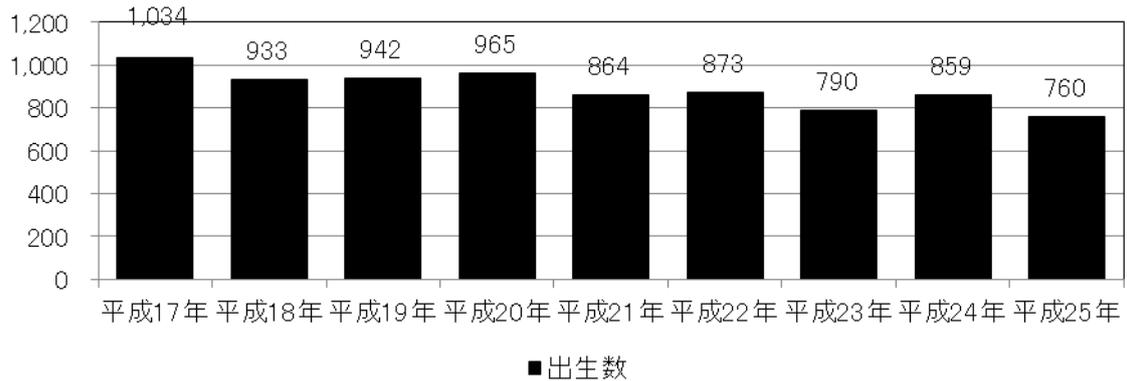
		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
		男	女	男	女	男	女	男	女
平成2年	全国	92.2%	85.0%	64.4%	40.2%	32.6%	13.9%	19.0%	7.5%
	大阪府	91.2%	84.8%	63.2%	42.1%	31.9%	15.9%	19.7%	9.1%
	泉佐野市	88.8%	81.8%	60.9%	39.5%	29.3%	13.5%	16.1%	7.7%
平成7年	全国	92.6%	86.4%	66.9%	48.0%	37.3%	19.7%	22.6%	10.0%
	大阪府	92.5%	86.6%	66.0%	49.8%	36.4%	22.5%	22.3%	12.4%
	泉佐野市	90.5%	84.9%	61.3%	45.3%	34.3%	18.0%	20.2%	10.0%
平成12年	全国	92.9%	87.9%	69.3%	54.0%	42.9%	26.6%	25.7%	13.8%
	大阪府	93.3%	88.9%	69.1%	55.2%	42.0%	29.1%	24.5%	16.2%
	泉佐野市	90.2%	85.7%	65.1%	51.7%	35.8%	23.8%	23.7%	13.7%
平成17年	全国	93.4%	88.7%	71.4%	59.0%	47.1%	32.0%	30.0%	18.4%
	大阪府	94.1%	90.1%	72.1%	61.9%	46.8%	34.5%	29.1%	20.9%
	泉佐野市	92.4%	87.7%	67.4%	57.3%	40.1%	28.2%	27.1%	18.3%
平成22年	全国	91.4%	87.8%	69.2%	58.9%	46.0%	33.9%	34.8%	22.7%
	大阪府	90.8%	87.6%	68.7%	61.4%	45.6%	36.8%	34.6%	25.3%
	泉佐野市	90.8%	88.4%	68.9%	60.8%	44.8%	33.0%	31.4%	20.6%

資料：国勢調査

(2) 出生数の動向

本市の出生数の動向をみると、平成12年の1,199人をピークに出生数は減少傾向にあり、平成25年にはこれまでに最も少なく760人となっています。

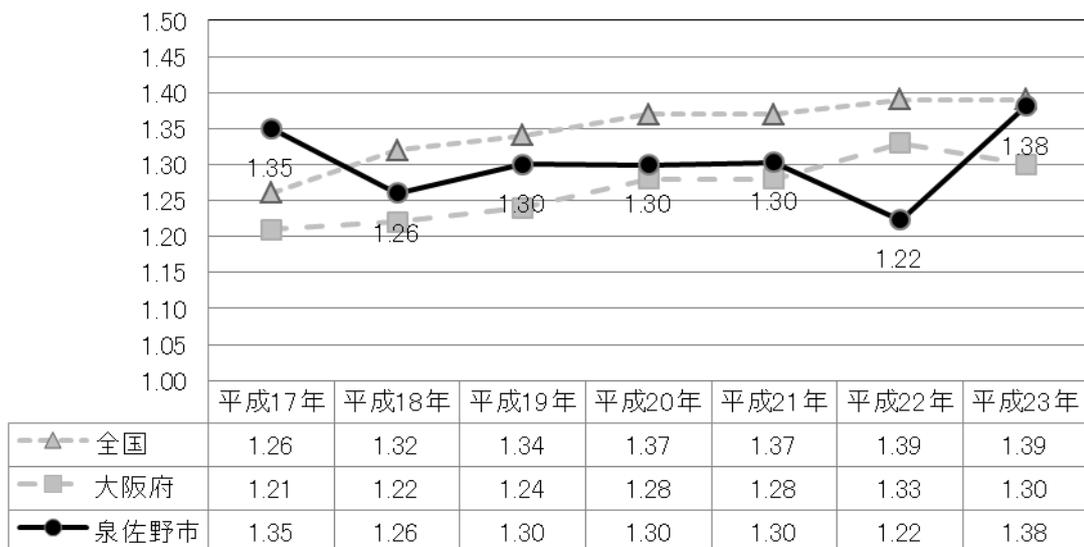
【出生数の推移】



資料：住民基本台帳

本市の合計特殊出生率は、平成17年までは全国及び大阪府の数値を上回っていましたが、平成18年以降全国平均より下回っており、平成23年には1.38となっています。いずれにしても、人口の維持に必要とされる2.08を大きく下回っています。

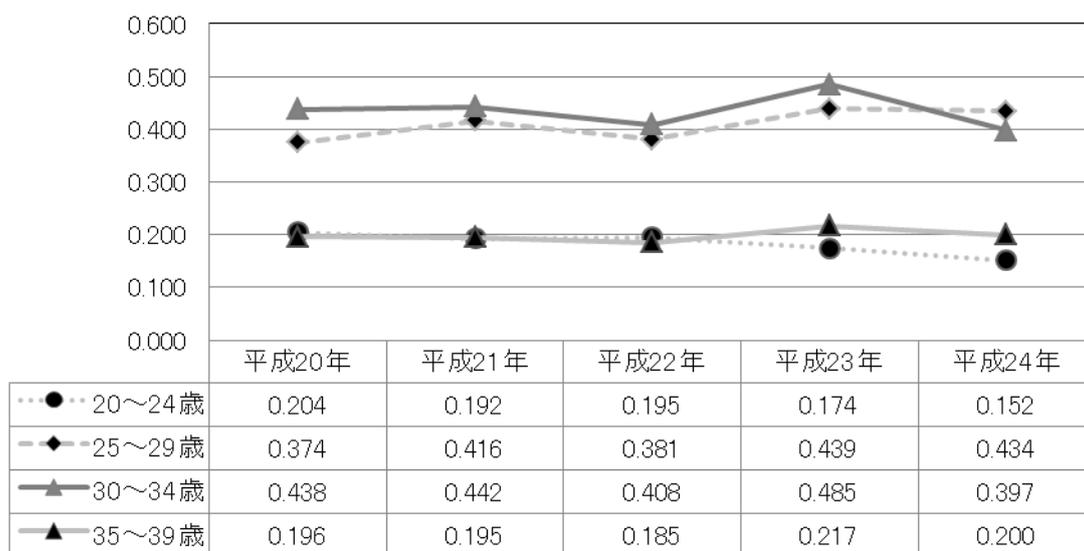
【合計特殊出生率の推移】



資料：人口動態統計により算出

母親の年齢階級別に出生率をみると、どの年齢階級も、横ばい傾向が続いていますが、年代においてばらつきも見られます。

【母親の年齢階級別出生率の推移】



資料：人口動態統計

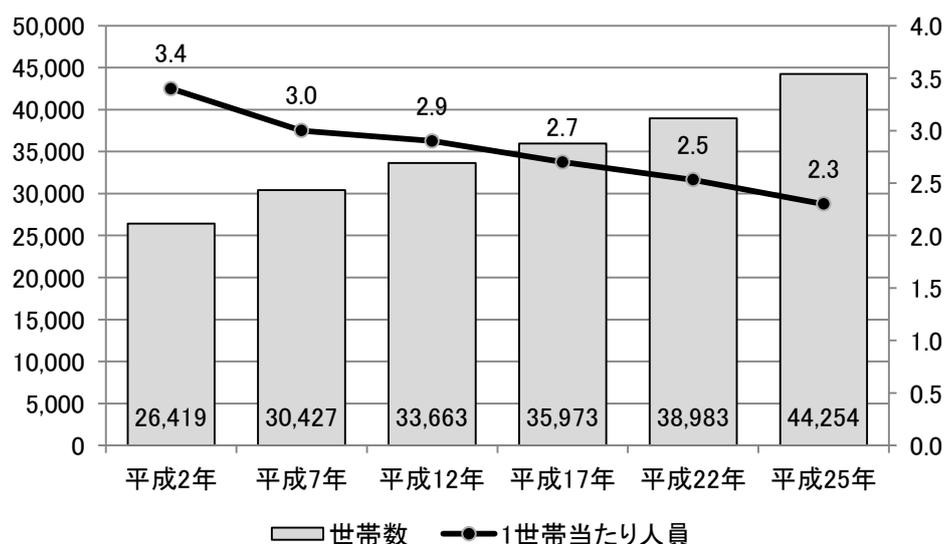
第2節 家族や世帯の動向

1. 世帯の動向

(1) 世帯数と平均世帯人員

国勢調査の結果から世帯数の推移をみると、人口の増加に伴い世帯数も増加傾向にあり、平成2年の26,419世帯に対し、平成25年は44,254世帯で1.68倍程度の増加となっています。しかし、1世帯あたりの平均世帯人数は年々減少傾向にあり、平成2年の3.4人から平成25年は2.3人と減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。

【世帯数の推移】



資料：国勢調査(各年10月1日現在)
平成25年のみ住民基本台帳

(2)世帯構成

世帯構成をみると、一般世帯のうち核家族世帯(夫婦のみ世帯や夫婦と子どものみの世帯等)が、いずれの年次も6割台を占め最も多くなっている一方、単独世帯が増加しています。世帯人数の減少は、単独世帯の増加が大きく影響しているものと考えられます。

また、ひとり親世帯(母子・父子世帯)の状況をみると、一般世帯に占めるひとり親世帯の割合は、増加傾向にあります。

【世帯構成の推移】

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数 計	世帯	26,419	30,427	33,610	35,973	38,983
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
核家族世帯数	世帯	17,729	19,197	21,368	22,763	23,751
	%	67.1%	63.1%	63.6%	63.3%	60.9%
その他親族世帯数	世帯	5,039	4,932	4,551	4,198	3,661
	%	19.1%	16.2%	13.5%	11.7%	9.4%
非親族世帯数	世帯	50	55	121	160	302
	%	0.2%	0.2%	0.4%	0.4%	0.8%
単独世帯数	世帯	3,601	6,243	7,570	8,852	11,259
	%	13.6%	20.5%	22.5%	24.6%	28.9%

資料:国勢調査

【ひとり親世帯の推移】

		平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数 計	世帯	26,419	30,427	33,610	35,973	38,983
	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
ひとり親世帯数 計	世帯	2,270	2,510	2,945	3,390	3,908
	%	8.6%	8.2%	8.8%	9.4%	10.0%
(うち)母子世帯数	世帯	1,880	2,105	2,537	2,926	3,382
	%	7.1%	6.9%	7.5%	8.1%	8.7%
(うち)父子世帯数	世帯	390	405	408	464	526
	%	1.5%	1.3%	1.2%	1.3%	1.3%

資料:国勢調査

2. 就労の動向

(1) 就業人口

就業人口をみると、第1次及び第2次産業の就業人口は減少しているのに対し、第3次産業は増加しています。また、第3次産業の女性就業者が特に増加しています。

全就業人口に占める女性の割合は、平成22年は43.0%、15歳以上の女性人口に占める就業者の割合は同58.4%で、女性の占める割合をみると、経済活動にとって女性は不可欠な存在となっていると言えます。

【就業人口】

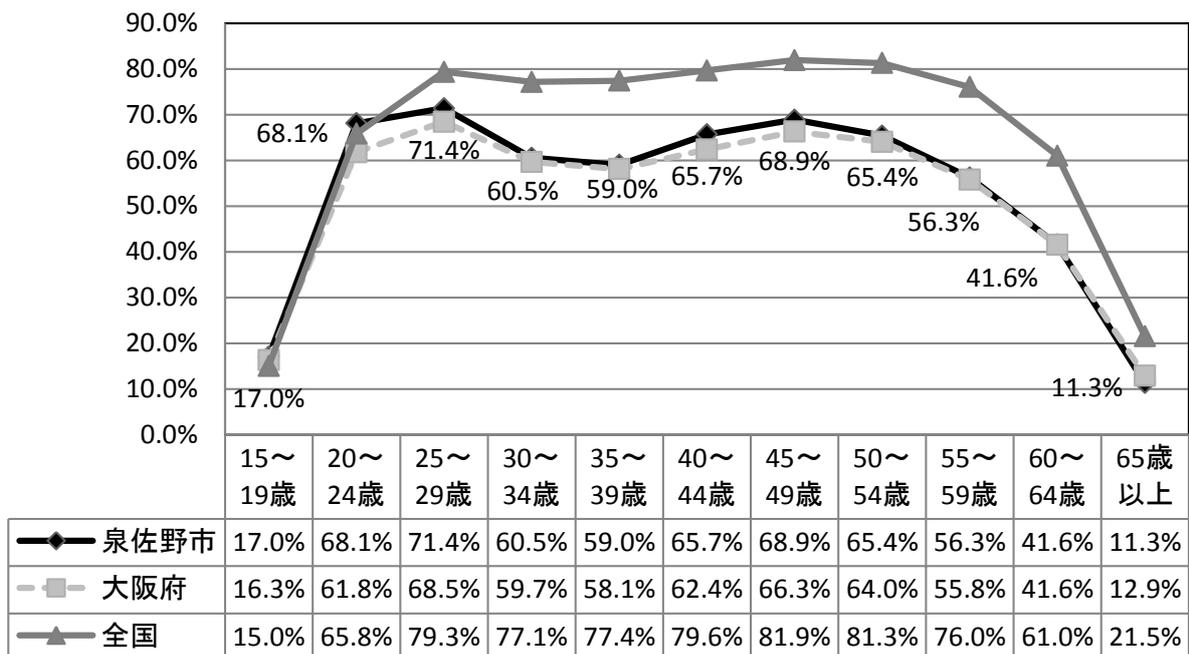
		合計	第一次産業	第二次産業	第三次産業	分類不能	就業人口に 占める女性 の割合	15歳以上64歳未満女性	
								人口	就業率
平成2年	総数	42,900	1,656	17,719	23,233	292	39.6%	39,357	43.2%
	男性	25,905	1,026	11,697	13,017	165			
	女性	16,995	630	6,022	10,216	127			
平成7年	総数	45,830	1,587	15,872	27,534	837	39.5%	40,406	44.8%
	男性	27,739	987	11,031	15,267	454			
	女性	18,091	600	4,841	12,267	383			
平成12年	総数	45,201	1,306	13,924	29,485	486	40.3%	42,372	43.0%
	男性	26,968	798	9,939	15,959	272			
	女性	18,233	508	3,985	13,526	214			
平成17年	総数	45,431	1,311	12,278	31,195	647	41.7%	44,000	43.1%
	男性	26,489	818	8,958	16,311	402			
	女性	18,942	493	3,320	14,884	245			
平成22年	総数	44,416	1,118	10,484	30,595	2,219	43.0%	32,683	58.4%
	男性	25,339	707	7,711	15,588	1,333			
	女性	19,077	411	2,773	15,007	886			

資料：国勢調査

(2) 女性の年齢階級別就業率

女性の就業率を年齢別で見ると、本市の場合、傾向は大阪府平均とほぼ同傾向となっていますが、20～24歳までの就業率は府平均に比べやや高くなっています。一方、65歳以上で低くなっています。

【年齢別階級就業率（女性）】



資料：国勢調査

第3節 子育て支援施策の概況

1. 保育サービスの状況

(1) 保育所の状況

● 保育所の入所状況

本市には、平成25年4月1日現在、20か所の保育所(公立保育所6か所、民間保育園14か所)が整備され、合計2,261人の児童が入所しています。

この5年間、就学前児童数は徐々に減少傾向で推移しているなか、入所率は増加傾向にあることから、保育ニーズが年々高まっていることが推測されます。

このような保育ニーズの高まりに対し、定員の弾力化により定員数を超えた児童の受け入れを行っています。

【保育所の状況】

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
就学前児童数(人)	5,599	5,476	5,291	5,182	5,098
保育所数(か所)	21	20	20	20	20
公立(か所)	9	7	7	6	6
民間(か所)	12	13	13	14	14
定員数(人)	2,150	2,110	2,150	2,150	2,150
入所児童数(人)	2,097	2,118	2,153	2,178	2,261
入所率	37.5%	38.7%	40.7%	42.0%	44.4%

※入所率＝入所児童数／就学前児童数
資料：子育て支援課(各年4月1日現在)

●保育サービスの状況

現在、本市で実施している保育サービスは次のとおりとなっています。

事業名	概要
乳児保育	産休明け(8週)以上1歳未満の児童を預かる事業。
延長保育	保護者が、仕事等の都合により、通常の保育時間を超えて保育所で子どもを預かってほしい場合に延長して保育する事業。
障害児保育	心身に障害を有する幼児を集団保育することにより障害の軽減・発達を援助することを目的として保育する事業。
一時預かり (一時保育)	保護者の労働・職業訓練・就業などにより家庭保育が困難となる幼児や病気・事故・出産・看護・災害・冠婚葬祭などにより家庭保育が困難となる幼児を保育所で一時的に保育する事業。
病後児保育	現在、保育所に通所中の児童が病気の回復期にあり集団保育できない場合に一時的に保育を行う事業。

乳児保育は、平成 25 年度は、17 か所(公立保育所3か所と民間保育園 14 か所)で実施しています。保護者の就労意欲の高まりなどから、利用児童数は増加しており、平成 25 年度は 82 人となっています。

延長保育は、11 時間を超えて子どもを預かる事業で、平成 25 年度は全園(20 か所)で実施しています。就労形態や就労時間の多様化が進む中、重要な事業となっており、平成 25 年度の利用児童数は 768 人となっています。

障害児保育は、心身に障害を有する幼児を集団保育することにより、障害の軽減・発達を援助することを目的として保育する事業です。平成 25 年度は公立保育所 6 か所と民営化保育園 5 か所で実施し、109 人の児童を受け入れています。

一時保育は、保護者が冠婚葬祭等の急な用事等の場合に子どもを預かる事業です。(平成 21 年度からは一時預かり事業)。平成 25 年度は民間保育園 14 か所で実施しており、利用児童数は 1,508 人となっています。

病後児保育は、現在、保育所に通所中の児童が病気の回復期にあり集団保育できない場合に一時的に保育を行う事業です。平成 25 年度は民間保育園 1 か所で実施し、利用児童数は 60 人となっており、今後母親の就労増加や就労形態の多様化に伴い、ニーズが高まることが予想されます。

●地域子育て支援拠点事業の状況

地域子育て支援拠点事業は、少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、子どもや子育てをめぐる環境が大きく変化するなかで、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤立感や不安感の増大等といった問題が生じているため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進しています。

本市では、民間保育園1か所(すえひろ子育て支援センター(わんぱく教室))、及び公立で1か所(地域子育て支援センター『つくしんぼ』)設置し、子育て支援の拠点として、遊び・交流の場の提供、相談業務、子育て関連情報の提供、講習の開催など子育て支援に関する各種事業を実施しています。

【地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）の状況】

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
設置箇所数(か所)	2	2	2	2	2
延べ利用者数(人)	3,942	6,193	7,998	7,267	6,275

資料:子育て支援課

●幼稚園の状況

本市には、平成25年5月1日現在、6か所(公立4か所、私立2か所)の幼稚園が整備され、合計887人の園児が通園しています。

3～5歳の児童数の減少に伴い、入園児数も減少しており、就園率は、3～5歳児のほぼ3割強を占め推移しています。

【幼稚園の状況】

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
3～5歳児童数(人)	2,937	2,796	2,731	2,640	2,648
園数(か所)	6	6	6	6	6
公立(か所)	4	4	4	4	4
民間(か所)	2	2	2	2	2
園児数(人)	1,084	1,059	984	922	887
3歳児(人)	190	186	188	164	169
4歳児(人)	445	427	373	385	325
5歳児(人)	449	446	423	373	393
就園率(%)	36.9%	37.9%	36.0%	34.9%	33.5%

※就園率＝園児数／3～5歳児童数 資料：教育委員会(各年5月1日現在)

●放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)の状況

両親が共働きであるなどで、昼間、保護者が不在である概ね10歳未満の児童を学校等で放課後一定時間保育する事業で、本市では、平成25年4月1日現在、公立12か所で実施しています。

入会児童数は、年度により増減があるものの、ここ数年は増加傾向にあり、平成25年5月1日現在、847人の児童が利用しています。

【放課後児童健全育成事業(留守家庭児童会)の状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施施設数(か所)	10	12	12	12	12
利用者数(人)	776	773	767	810	847

資料：子育て支援課

2. 子育てに関する相談の状況

(1) 家庭児童相談室での相談状況

家庭児童相談室における延べ相談件数は、平成24年度3,677件、平成25年度5,365件で年々増加傾向にあります。

全国的には、児童虐待の通告件数が平成25年度で7万3千件を超え、平成2年と比較すると、約67倍の増加となっていますが、本市におきましても、特に児童虐待の相談件数が急増している状況が見られます。

児童虐待相談が急増している背景としては、平成17年の児童福祉法改正により、市においても児童虐待相談に応じることが業務となったことや、児童虐待の見守りのネットワークである「泉佐野市要保護児童対策地域協議会」の設置(平成18年)などにより、ここ5年間の家庭児童相談室での相談内容は児童虐待相談に特化している傾向が見られ、また、経済的に課題のあるケースに加え、精神不安を抱える保護者、DV、特定妊婦のケースなど、相談内容も複雑・多様化していることから、1件あたりの相談回数が増えてきたことなどが要因となっています。

一方で、「育児・しつけ」、「不登校」に関する相談は、保健センターや学校など各関係機関での相談窓口の役割分担が進んでいるため、家庭児童相談室での相談件数としては年々減少している傾向が見られます。

【家庭児童相談室での相談状況】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
養護相談	児童虐待(件)	1,303	1,551	1,908	2,978	4,622
	その他(件)	122	271	218	515	641
保健相談(件)		0	0	0	5	1
障害相談	言語発達障害(件)	0	0	0	0	0
	知的障害(件)	0	0	0	0	0
	自閉症等(件)	0	5	0	0	0
非行相談	く犯行為等(件)	0	0	1	1	0
	触法行為等(件)	0	0	10	2	0
育成相談	性格行動(件)	5	40	67	0	0
	不登校(件)	302	68	136	18	8
	適正(件)	12	0	0	0	0
	育児・しつけ(件)	712	1,009	435	3	11
その他(件)		23	178	354	155	82
計(件)		2,479	3,122	3,129	3,677	5,365

資料：子育て支援課

3. 母子保健事業の状況

(1) 母子健康手帳の交付状況

母子健康手帳は、母子の一貫した健康管理と健康保持のため、妊娠から出産、育児の記録となるもので、保健センターにおいて交付しています。

交付の際には、母子の健康管理と育児情報を提供し、妊娠期の必要な支援につなげており、交付数は、平成25年度では849件となっています。

【母子健康手帳の交付状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
交付数(件)	902	901	964	845	849

資料:保健センター

(2) 健康診査の状況

母子保健事業では、母体の健康状態、子どもの発育や発達の確認、疾病や虐待の早期発見、育児不安等の解消のための相談・指導などを目的に、妊婦及び乳幼児を対象とした各種健康診査を実施しています。

【妊婦及び乳幼児を対象とした健康診査】

事業名	概要
妊婦健診	妊婦の健康管理を図るため、医療機関において公費負担で健康診査を受け、疾病の早期発見及び健康状態の把握を行う。
乳児一般健診	乳児の健康管理を図るため、医療機関で健康診査を受け、疾病の早期発見及び健康状態の把握を行う。
4か月児健診	疾病の予防や早期発見を図るとともに、育児、栄養に関する相談を行い、子の健康の保持増進及び親の育児支援を目的とする。
乳児後期健診	疾病の早期発見、発達の確認を行い、乳児の健康の保持増進を図る。
1歳6か月児健診	疾病や運動発達、精神発達障害の早期発見及び育児、歯科、栄養に関する相談を行い、子の健康の保持増進及び保護者の育児支援を目的とする。
3歳6か月児健診	視聴覚などの疾病や運動発達、精神発達障害の早期発見及び育児、歯科、栄養に関する相談を行い、子の健康の保持増進及び保護者の育児支援を目的とする。
2歳児歯科健診	口腔診査、フッ素塗布、保健指導を行い、虫歯等の歯科疾患の予防を図る。

各健康診査の受診状況は次のとおりです。

【健康診査の受診状況】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
妊婦	実人数(人)	16	11	7	37	20
	延べ人数(人)	16	20	11	58	40
産婦	実人数(人)	86	121	104	805	794
	延べ人数(人)	102	164	118	826	897
新生児	実人数(人)	58	79	70	52	38
	延べ人数(人)	60	90	72	64	66
未熟児	実人数(人)	0	0	0	29	48
	延べ人数(人)	0	0	0	31	69
乳児 (新生児を除く)	実人数(人)	74	72	81	831	708
	延べ人数(人)	113	119	133	874	762
幼児	実人数(人)	209	332	292	308	294
	延べ人数(人)	316	541	412	414	414
その他	実人数(人)	13	7	9	0	1
	延べ人数(人)	17	15	10	0	1

資料: 保健センター

妊婦健診の受診者数は、平成23年度の1,376人をピークに徐々に減少傾向にあり、平成25年度では1,209人となっています。

乳児一般健診についても、妊婦健診同様、平成23年度の812人をピークに徐々に減少傾向にあり、平成25年度では682人となっています。

4か月児健診は、他の健診と比較して受診率は高くなっていますが、平成25年度では95.3%となっています。

乳児後期健診は、年により多少ばらつきはあるものの受診率は90%程度となっています。

1歳6か月児健診及び3歳6か月児健診の受診率は、平成25年度で、それぞれ96.7%、93.5%と90%を超えていますが、年度によるばらつきが見られます。

2歳児歯科健診は、平成23年度の88.4%をピークに徐々に減少傾向が見られ、平成25年度では85.2%となっています。

4か月児健診、1歳6か月児健診及び3歳6か月児健診の未受診者に対しては、別途訪問等により対応しています。

(3) 保健指導・相談の状況

妊娠・出産・育児に直面する母親の不安を軽減し、安心して子どもを産み育てることができるよう、助産師・保健師・栄養士が対象者宅を訪問し、保健指導や相談を実施しています。

【訪問指導の概要】

事業名	概要
妊婦・産婦訪問指導	支援の必要な妊婦・産婦に妊娠・出産・育児に対して、必要な保健指導や相談を行い、不安なく出産、育児ができるようにする。
新生児訪問指導	新生児期における育児や病気に関する相談について助言し、母の精神的な不安の軽減を図り、適切に育児ができるよう支援する。
乳幼児訪問指導	支援の必要な親子に対して保健指導や相談を行い、親子が健やかに生活できるよう支援する。

訪問指導の状況をみると、平成 25 年度の訪問件数は実人数で 1,903 件で、そのうち産婦訪問、乳児・幼児訪問指導の件数が多くなっています。

【訪問指導の実施状況】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
妊婦	実人数(人)	16	11	7	37	20
	延べ人数(人)	16	20	11	58	40
産婦	実人数(人)	86	121	104	805	794
	延べ人数(人)	102	164	118	826	897
新生児	実人数(人)	58	79	70	52	38
	延べ人数(人)	60	90	72	64	66
未熟児	実人数(人)	0	0	0	29	48
	延べ人数(人)	0	0	0	31	69
乳児 (新生児を除く)	実人数(人)	74	72	81	831	708
	延べ人数(人)	113	119	133	874	762
幼児	実人数(人)	209	332	292	308	294
	延べ人数(人)	316	541	412	414	414
その他	実人数(人)	13	7	9	0	1
	延べ人数(人)	17	15	10	0	1
合計	実人数(人)	456	622	563	2,062	1,903
	延べ人数(人)	624	949	756	2,267	2,249

資料:保健センター

※平成 24 年度から産婦乳児集計の変更あり。

(4) その他保健事業における子育て支援の状況

育児不安の解消を図るとともに、子育ての仲間づくりのきっかけとなるよう、次の事業を実施しています。

【保健事業における子育て支援事業】

事業名	概要
とっとこくらぶ	遊びや交流を通じて、保護者への育児支援を行い、乳幼児の健全育成を図る。
ファミリー(妊婦)教室	妊娠中及び産後の過ごし方に関する学習を通じて、出産に対する不安の解消が図られるよう支援を実施する。また、仲間づくりの場を提供して出産後の孤立を防止し、育児が楽しめるよう支援する。
ブックスタート事業	乳児健診の場で絵本を配布し、絵本の読み聞かせを通じて、親子が楽しいひとときを過ごすことができるよう支援する。
離乳食講習会	4か月健診後の乳児の保護者を対象に、離乳食に関する正しい知識の普及と相談、親の仲間づくりの場の提供を目的に実施する。

【保健事業における子育て支援事業の実施状況】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
とっとこくらぶ	参加人数(人)	259	315	503	488	379
ファミリー教室	参加人数(人)	6	49	34	49	37
ブックスタート事業	配布数(人)	869	826	836	806	746
離乳食講習会	参加人数(人)	157	114	191	183	212

資料:保健センター

4. 学校の状況

(1) 小学校・中学校の状況

小学校児童は年々減少し、平成 25 年度は 6,000 人を下回り、5,734 人となっています。一方、中学校生徒は近年増加傾向にあり、平成 25 年度で 3,027 人となっています。

【小学校・中学校の状況】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学校	学校数(校)	13	13	13	13	13
	学級数(学級)	240	237	237	239	226
	児童数(人)	6,568	6,420	6,156	6,031	5,734
中学校	学校数(校)	5	5	5	5	5
	学級数(学級)	86	91	93	92	95
	児童数(人)	2,917	2,907	3,010	2,989	3,027

資料:教育委員会

(2) 児童・生徒をめぐる問題等

●長期欠席・不登校の状況

本市では、中学校の不登校生徒は減少傾向にありますが、全国や大阪府の状況と比較すると、依然として厳しい状況です。また、小学校の不登校児童は増加傾向にあり、生活背景が要因となっているケースが多くあります。小学校で年間30日以上欠席した子どものほとんどが、中学校でも不登校になるという実態があるため、早期に子どもや家庭への支援を行うことが重要です。平成 25 年度では、長期欠席については小学校児童で 71 人、中学校生徒で 140 人となっており、そのうち不登校は、小学校児童 38 人、中学校生徒は 121 人となっています。

【長期欠席・不登校の状況】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学校	長期欠席(人)	66	83	72	68	71
	(うち)不登校(人)	20	44	31	34	38
中学校	長期欠席(人)	189	143	133	143	140
	(うち)不登校(人)	138	117	104	112	121

資料:教育委員会

●いじめ及び問題行動(暴力行為)の状況

いじめについては、小中学校ともに、平成24年の認知件数が小学校で91件、中学校で36件と過去5年間ではピークとなっています。態様では、「冷やかしからかい、悪口や脅し等」の言葉による嫌がらせが最も多く、「集団による無視等」の仲間はずれが続きますが、最近ではネットいじめも認知され、大きな課題となっています。

問題行動とは、①窃盗、②不良行為、③暴力行為、④その他(恐喝・火遊び等)を指し、本市でとりわけ深刻なのが暴力行為です。

平成21・22年には、中学校での発生件数が200件を超え、一旦減少したものの、過去2年間も微増傾向が続いています。また、小学校では、平成24年に発生件数が151件で過去5年間ではピークとなり、翌年には落ち着きを取り戻しましたが、5年前に比べると4倍増の発生件数となっています。

【いじめ・問題行動(暴力行為)の状況】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
いじめ	小学校	18	26	59	91	35
	中学校	31	18	21	36	14
問題行動 (暴力行為)	小学校	10	21	43	151	43
	中学校	213	237	131	177	183

資料:教育委員会

●教育相談体制

学校では、児童・生徒の非行や暴力など問題行動の原因と考えられる悩みや不安、ストレスなどの軽減を図り、健全な成長を促すとともに、保護者の家庭での教育・養育の悩み・不安の解消を図るため、次のような教育相談を実施しています。

【学校における教育相談体制】

事業名	概要
スクールカウンセラー 配置事業	児童・生徒をめぐる問題について、臨床心理士などが児童・生徒、保護者、教職員に対してカウンセリングを実施。カウンセラーは原則、週1回6時間、35回勤務する。

スクールカウンセラーは、「心の悩み・問題」に専門的立場から助言・援助を行うために学校に配置され、臨床心理士など専門カウンセラーです。主に配置された中学校と、その校区内の小学校の児童生徒、保護者及び教職員からの相談に対応しており、各中学校に1名ずつ配置されています。

5. 地域での子育て支援活動の状況

(1) ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、「子育てを手伝ってほしい」、「子育ての手助けができる」という人が、「利用会員」、「提供会員」、「両方会員」のいずれかの会員になり、支え合う活動に対して、ファミリー・サポート・センターが会員登録や会員相互の橋渡し役を行い、子育てを支援しています。

本市では、NPO法人に事業委託しており、平成26年3月現在、649人が登録しています。(利用会員 564人、提供会員 74人、両方会員 11人)

【ファミリー・サポート・センターの状況】

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
会員数(人)	利用会員(人)	164	247	319	402	564
	提供会員(人)	43	53	64	72	74
	両方会員(人)	6	7	7	7	11
	会員数合計(人)	213	307	390	481	649
利用件数(件)		874	840	853	1,851	2,131

資料：子育て支援課

(2) 子育てサークル・子育てネットワーク活動の状況

本市では、生涯学習センターに所属している子育てサークルが中心となって、平成12年4月に「泉佐野子育てネットワーク三輪車」が発足しました。

「三輪車」は、孤立・不安のなかで子育てしている親をなくそうという思いで、生涯学習センターや公民館などと連携を図りつつ、活動を行っています。

主な事業としては、自然のなかでの子どもの遊びの大切さの再認識を目的とした「プレイパーク」や親子クッキングなど子育てをテーマとした講座を開催しています。

また、子育て支援センター「つくしんぼ」では、センターを利用している保護者が集まって立ち上げた6つのサークルが現在活動しています。

活動内容としては、親子で楽しめる音遊びや絵本の読み聞かせ、クッキングを通しての食育、保護者同士が会話を楽しみながら手芸やアルバムづくりを行うなどそれぞれのサークルが和気あいあいと活動をしています。また、サークル交流会を年3回開催し、サークル同士の情報交換も行っています。

(3) 保育所・幼稚園での地域における子育て支援

●園庭開放・施設開放

保育所・幼稚園では、地域の乳幼児の交流及び保護者同士のコミュニケーションの場として、保育所及び幼稚園の園庭・遊具を開放し、また、公立保育所では、毎週土曜日にホール等の施設を開放し、保育士による読み聞かせや遊びを提供することにより、地域における子育て支援を推進しています。

●遊びの教室・0歳児育児教室

保育所においては、同じ年頃の子どもを持つ保護者が互いに交流し、子どもとさまざまな遊びを経験したり、育児不安や悩みを気軽に話し合える場として、「遊びの教室」や「0歳児育児教室」などを開催し、地域で楽しく子育てできるよう支援しています。

※0歳児育児教室・・・生後3か月～1歳6か月までの子どもと保護者が対象

※遊びの教室・・・1歳6か月から3歳までの子どもと保護者が対象

●のびのび子育て応援

満1歳6か月までの子どもがいる世帯で希望する世帯に対して、公立保育所の保育士が訪問またはハガキ通信を行い、保護者の悩みの相談に応じたり、子育てに関する情報を提供しています

(4) 地域教育協議会(すこやかネット)

現在、本市では、学校と地域が協働した教育コミュニティづくりを通じた子育てを推進するため、市内5中学校区に「地域教育協議会(すこやかネット)」を設置しています。

この協議会は、小・中学校、幼稚園・保育所、PTA、自治会、青少年育成団体、子育てグループ、NPOの関係者など地域の幅広い関係者が構成員となり、学校と地域との橋渡しをし、地域の実情に応じさまざまな取り組みを行っています。

協議会で行う活動の対象となるのは、地域の乳幼児から中学生ぐらいまでのすべての児童・生徒が対象であり、子どもや親子の体験活動をはじめ、子どもの地域活動への参画促進、家庭教育への支援、地域の安全対策の推進などの活動を行っています。

(5) 民生委員児童委員活動

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、行政機関と連絡・協力しながら、地域での福祉・生活援助活動を行っています。また、児童委員も兼ね、健全な子どもを育成するための活動も行っています。

また、各小学校区に主任児童委員を配置し、子どもの健全育成活動及び相談活動の強化を図っています。

(6) 子育てサロン

子育てサロンは、地域において、主に就学前の子どもその保護者が気軽に集まって、話をしたり遊んだり、地域での仲間づくりと情報交換ができる場所です。

本市では、社会福祉協議会が中心となり、地区福祉委員会と民間保育園、地域の民生委員児童委員やボランティアが連携しながら子育てサロンを運営しており、現在、市内14か所で開設しています。

子どもの成長を地域で見守るとともに、子育て中の孤立や虐待の予防につながる活動として開設箇所の普及・促進を図っています。

6. 地域の遊び環境の状況

市内の公園の整備状況は次のとおりとなっており、平成26年3月末現在、市内全体で199か所の公園があり、5年前と比較すると、全体で14か所の増となっており、特に児童公園が10か所増えるなど、地域の遊び環境の整備が図られています。

【公園の整備状況】

	街区公園	児童公園	近隣公園	地区公園	その他
面積(ha)	4.07	11.81	4.46	0.17	38.18
園数(か所)	22	149	4	1	23

資料:道路公園課(平成26年3月31日現在)

7. 児童虐待に対する取り組みの状況

(1) 児童虐待の現状

少子化に伴う核家族化や都市化の進展は、地域社会の連帯感の希薄化をもたらし、地域では子育て家庭の孤立化をもたらすとともに、親には育児不安やストレスを生み、それらが原因で育児放棄や子どもに対する虐待などに発展することが懸念されます。

ニーズ調査の結果をみると、就学前児童のいる世帯で、子育てに不安や負担を感じている保護者の37.4%が「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分に取れない」と回答し、また、29.5%は、「子育てのストレス等から子どもにきつくあたってしまう」といった、児童虐待につながる可能性のある行為を行っている保護者も少なくありません。

本市における児童虐待の状況については、虐待通報・相談件数は年々増加しており、平成25年度では実件数285件となっています。虐待種別でみると、ネグレクト(育児放棄)が最も多く、次いで身体的虐待が多くなっています。

【児童虐待の状況(実件数)】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
通報・相談件数(件)	79	94	173	221	285

【虐待の種別(平成25年度)】

	身体的虐待	ネグレクト	心理的虐待	性的虐待
平成25年度	76	135	72	2

資料:子育て支援課

(2) 児童虐待防止のための本市の取り組みの現状

近年、子育てに関するさまざまな問題が増え、なかでも子どもへの虐待の増加は深刻な状態にあり、早急な問題解決が求められています。

本市では、平成 14 年 12 月に「泉佐野市子どもの虐待防止・障害児支援ネットワーク連絡会議」を、平成 18 年には児童福祉法に規定する要保護児童対策地域協議会を立ち上げています。

この要保護児童対策地域協議会は、子育て支援課を調整機関として、子ども家庭センター、保健所、警察、消防本部、健康福祉部(障害福祉総務課、生活福祉課、保健センター)、教育委員会(学校教育課)、市長公室(人権推進課)、医師会、歯科医師会、民生委員児童委員協議会、支援学校、子ども家庭サポーター協議会などの機関で構成されています。

主な活動としては、①虐待問題及び障害児問題に関する実態把握と事例検討によるより良い支援と連携のあり方の検討、②関係機関の情報交換と連絡調整、③関係機関の資質向上を目的とした研修会の開催などを行っています。

また、平成 26 年度には、「子どもの見守りのネットワーク」の連携強化を図るため、要保護児童対策地域協議会の専門部会として、現行の「児童虐待防止部会」、「障害児支援部会」に加えて、「周産期支援部会」を新たに設置し、児童虐待防止月間にあわせて講演会の実施などに取り組んでいます。

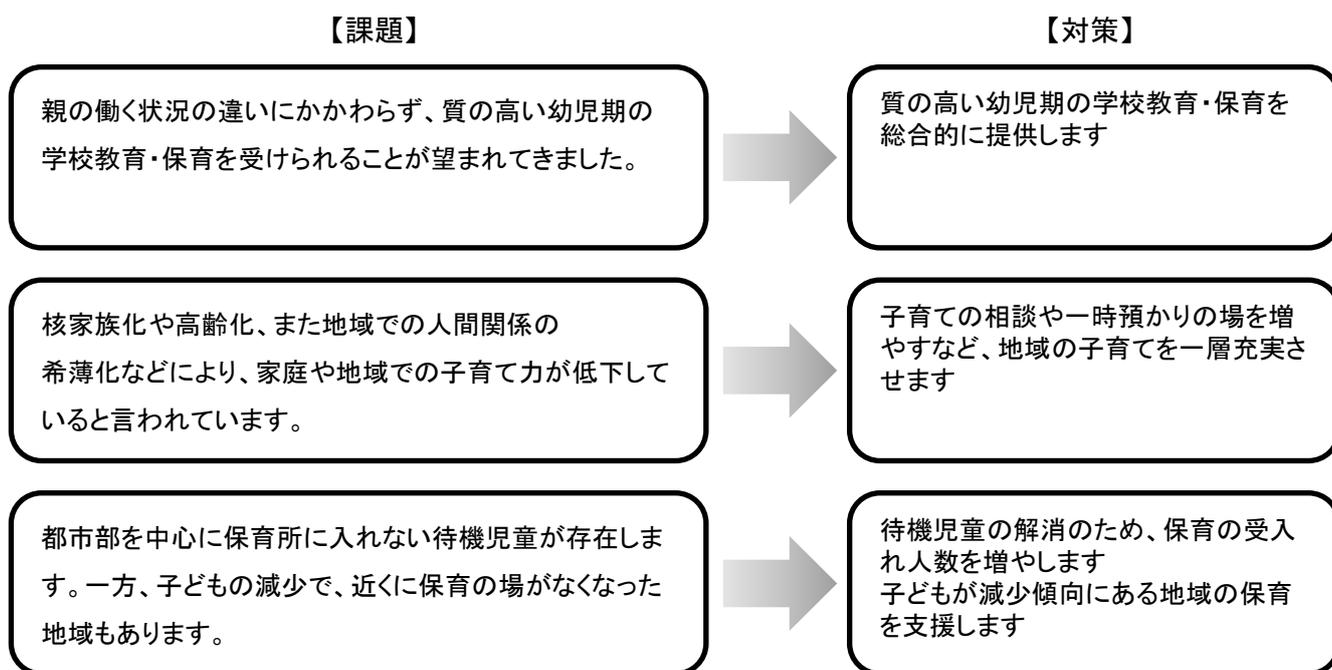
今後は関係機関からの情報だけでなく、市民から直接寄せられる情報も増えてくることが予想され、なお一層の活動の充実が求められています。

第4節 子ども・子育て支援事業計画における取り組み課題

次世代育成支援行動計画における課題点は以下のとおりでした。

- 包括的な次世代支援の枠組みの構築
- 安心して子どもを生み育てることにつながる健康への支援
- 子どもの健全育成と、次代の親を育む環境づくり
- 子どもがのびのびと行動でき、ゆとりをもって子育てができる環境づくり
- ワーク・ライフ・バランスの実現へ向けた就労環境の整備
- 子どもの人権の尊重と、援護が必要な児童の育ちへの支援

これらに加え子ども・子育て支援事業計画策定にあたり、子ども・子育て支援新制度での課題とその対策を以下にまとめます。



これらはこれまでの次世代育成支援行動計画を踏まえた新しいニーズによる課題といえます。

本計画では次世代育成支援行動計画での課題を継承し、さらに新制度での目標設定などを踏まえて策定します。

1. 包括的な子育て支援の枠組みの構築

ニーズ調査の結果をみると、保育所での通常保育だけでなく、延長保育をはじめ、休日保育や病後児保育、一時保育など多様なサービスへの潜在ニーズがみられます。

平日の保育サービスに対する利用希望がある保護者のうち、「認可保育所」へのニーズが最も高く、特に0・1・2歳児の保護者では6割以上を占めています。また、3～5歳児の保護者は「幼稚園」、「幼稚園＋幼稚園の預かり保育」へのニーズも高くなっています。

【子どもに定期的に利用させたいと考える施設やサービス】

	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳
N (人)	705	116	116	103	128	110	131
幼稚園	45.4%	46.6%	43.1%	40.8%	43.8%	53.6%	44.3%
幼稚園＋幼稚園の預かり保育	36.9%	29.3%	28.4%	29.1%	40.6%	49.1%	43.5%
認可保育所 (公立保育所や私立保育園)	55.2%	64.7%	72.4%	63.1%	50.0%	37.3%	45.8%
認定こども園	9.9%	12.1%	12.1%	16.5%	7.0%	4.5%	8.4%
小規模な保育施設 (主に3歳未満の子どもをおおむね 6～19人預かる施設で、市役所が 独自の基準で認可したもの)	9.1%	12.9%	17.2%	9.7%	6.3%	3.6%	5.3%
家庭的保育(保育士などがその自 宅などで子どもを預かるサービス)	5.2%	4.3%	6.0%	6.8%	3.1%	7.3%	4.6%
事業所内保育施設	7.9%	7.8%	11.2%	10.7%	4.7%	6.4%	7.6%
認可外の保育施設	1.4%	1.7%	1.7%	2.9%	0.8%	0.9%	0.8%
居宅訪問型保育 (ベビーシッターなどが自宅を訪問 して子どもをみてるサービス)	3.0%	1.7%	4.3%	2.9%	3.9%	3.6%	1.5%
地域子育て支援拠点 (子育て支援センター)など子育て の仲間が集まる場	24.1%	38.8%	30.2%	30.1%	18.0%	17.3%	12.2%
ファミリー・サポート・センター (市役所の委託を受けたセンター に登録している人が子どもをみてく れるサービス)	7.5%	9.5%	8.6%	8.7%	5.5%	7.3%	6.1%
特になし	4.4%	3.4%	1.7%	1.9%	4.7%	7.3%	6.9%
その他	2.0%	2.6%	2.6%	1.0%	3.9%	0.9%	0.8%

資料：平成25年度「次世代育成支援に関するニーズ調査」

一方、日曜日・祝日の幼稚園や保育所などの利用希望についてみると、利用したいという保護者のうち「月1～2回利用したい」が20.7%となっています。特に共働き世帯で利用希望が高くなっています。

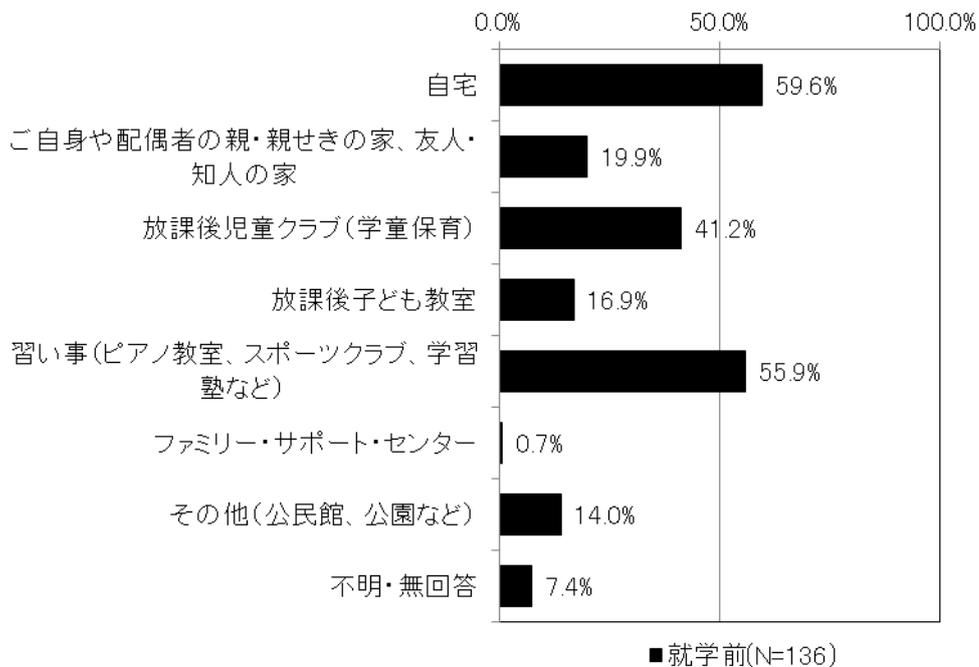
【日曜日・祝日の幼稚園や保育所などの利用希望】

	N(人)	利用する 必要はない	ほぼ毎週 利用したい	月に1～2回は 利用したい
合計	699	64.9%	14.3%	20.7%
0歳	113	65.5%	18.6%	15.9%
1歳	112	67.9%	12.5%	19.6%
2歳	101	71.3%	15.8%	12.9%
3歳	127	55.1%	15.0%	29.9%
4歳	111	64.9%	11.7%	23.4%
5歳	134	66.4%	12.7%	20.9%

資料：平成25年度「次世代育成支援に関するニーズ調査」

次に、就学前児童に対して、平日の放課後児童クラブに対する将来的な利用希望をみると、41.2%の方が利用を希望されています。

【小学校就学後の低学年での放課後の過ごし方】



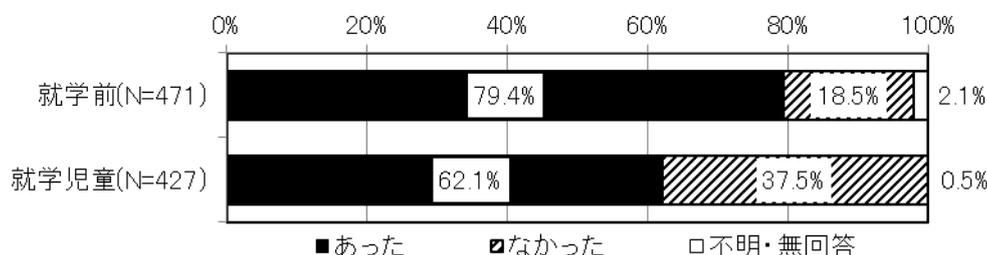
資料：平成25年度「次世代育成支援に関するニーズ調査」

子どもが病気になったときの一時的な保育である病後児(病児)保育に対するニーズをみると、就学前児童の18.5%は、「病気を理由に保育施設(保育所・幼稚園等)を休んだ経験があった」と回答しています。その場合、父親または母親が仕事を休んで対処した世帯が半数を超えています。

また、親族や知人に預けて対処した保護者は就学前児童で46.3%、小学生児童で39.6%となっています。このような対処が困難な保護者において病後児保育の潜在ニーズが高いものと考えられます。

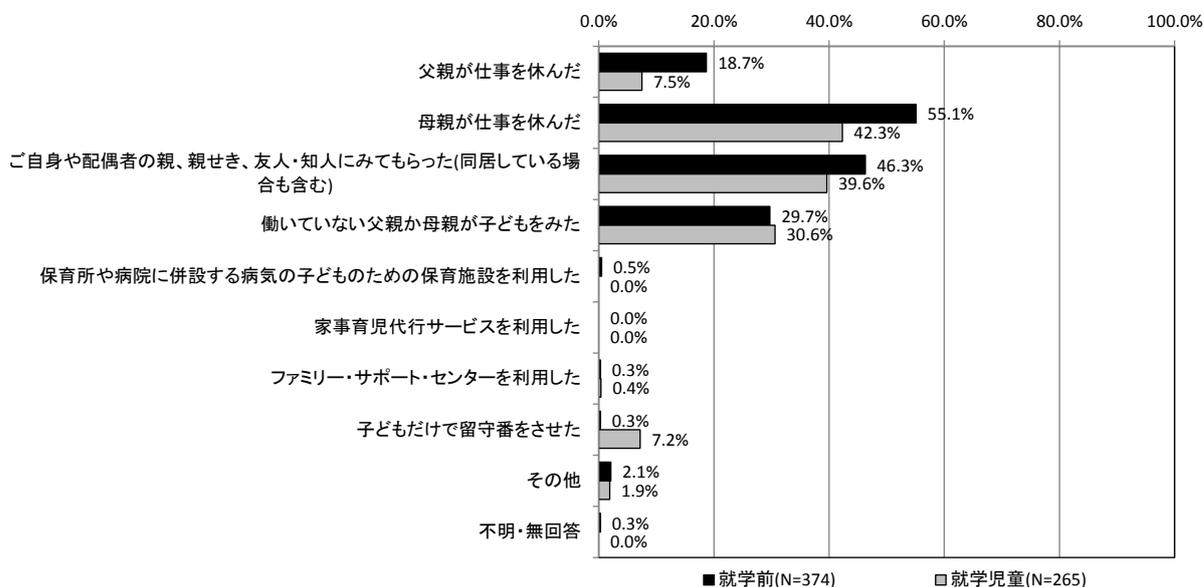
【病後児保育に対する潜在ニーズ】

<子どもが病気で育児施設や学校を休まなければいけなかったこと>



資料:平成25年度「次世代育成支援に関するニーズ調査」

<その場合の対処方法>

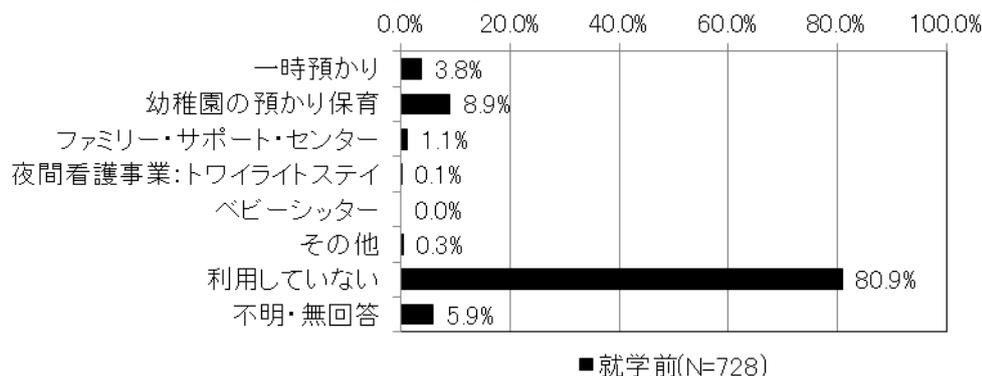


資料:平成25年度「次世代育成支援に関するニーズ調査」

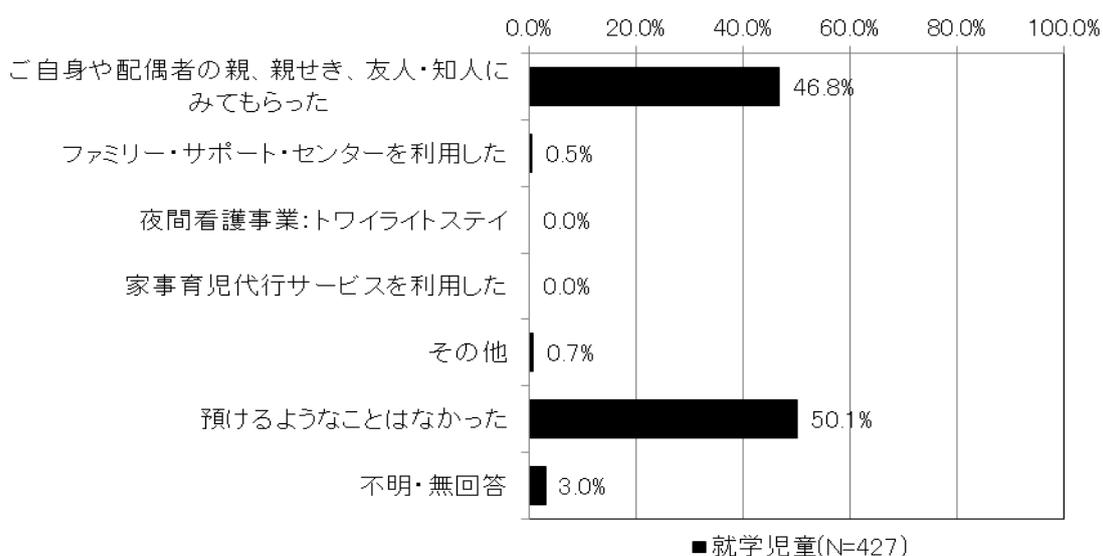
次に、一時的な保育に対するニーズをみると、この1年間に一時的に他人に子どもを預けた経験のある保護者は、就学前児童の保護者では20.3%、就学児童では25.5%となっています。また、泊りがけで家族以外にみてもらわなければいけなかったことの有無をみると、就学前児童で20.9%、就学児童で18.5%が経験があると答えています。泊りがけで家族以外にみてもらわなければいけなかったときの対処方法をみると、「ご自身や配偶者の親、親せき、友人・知人にみてもらった」が、就学前児童、就学児童で約8割ほどとなっています。また、「子どもだけで留守番をさせた」が就学前児童で0.7%、就学児童で2.5%となっており、これらのような対処が困難な保護者において一時保育に対する潜在ニーズが高いものと考えられます。

【一時的な保育に対する潜在ニーズ】

<就学前児童>

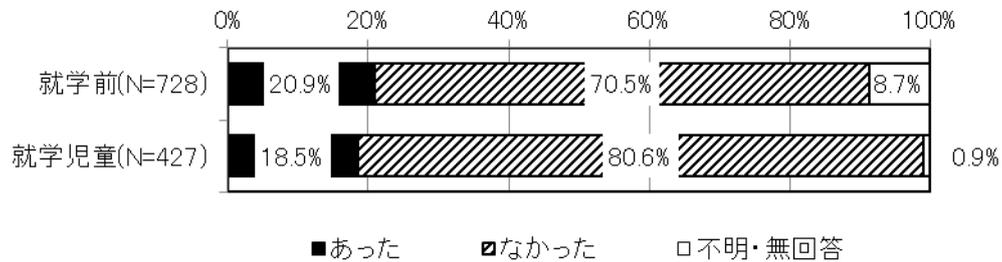


<就学児童>



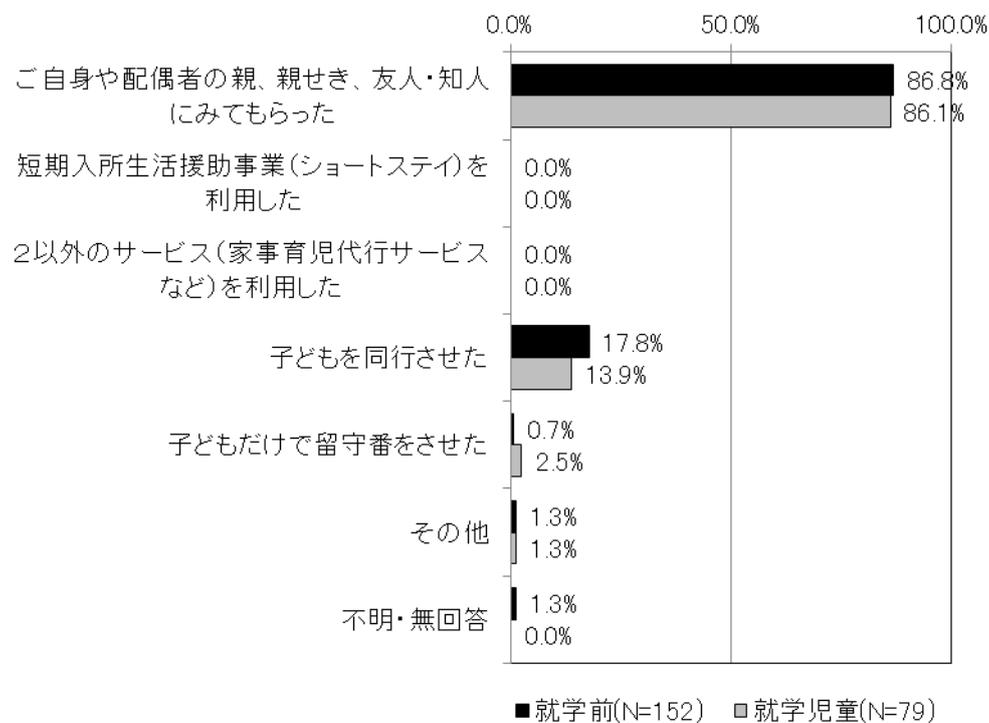
資料:平成25年度「次世代育成支援に関するニーズ調査」

【泊りがけで家族以外にみてもらわなければいけなかったことの有無】



資料：平成 25 年度「次世代育成支援に関するニーズ調査」

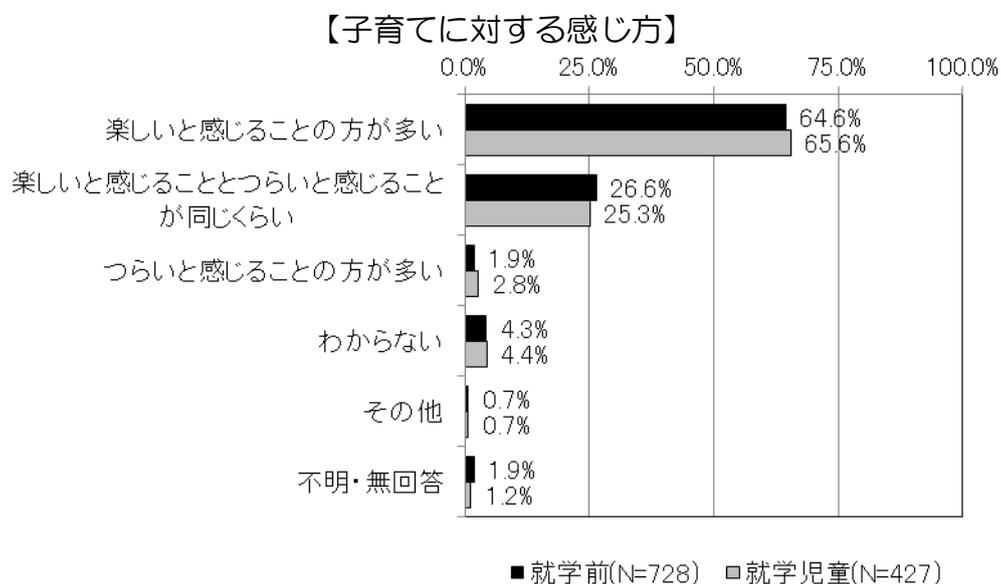
【泊りがけで家族以外にみてもらわなければいけなかったときの対処方法】



資料：平成 25 年度「次世代育成支援に関するニーズ調査」

働く女性にとって、男性の家庭責任へのかかわりが低い現状では、仕事と子育ての両立は大きな問題であり、両立支援を図る保育サービスの充実は重要です。しかし、子育てをしているのは、共働き世帯ばかりでなく、働いていない女性が居宅で保育している世帯もあります。また、核家族化や都市化の進行を背景に、家庭の養育力が弱まっていたり、子どもに対し適切な養育を行えていない家庭などもあり、子育てに不安を感じたり負担に思う保護者は少なくありません。

ニーズ調査の結果をみると、就学前児童の保護者の1.9%、就学児童の保護者の2.8%が「子育てをつらいと感じることの方が多い」と回答しています。

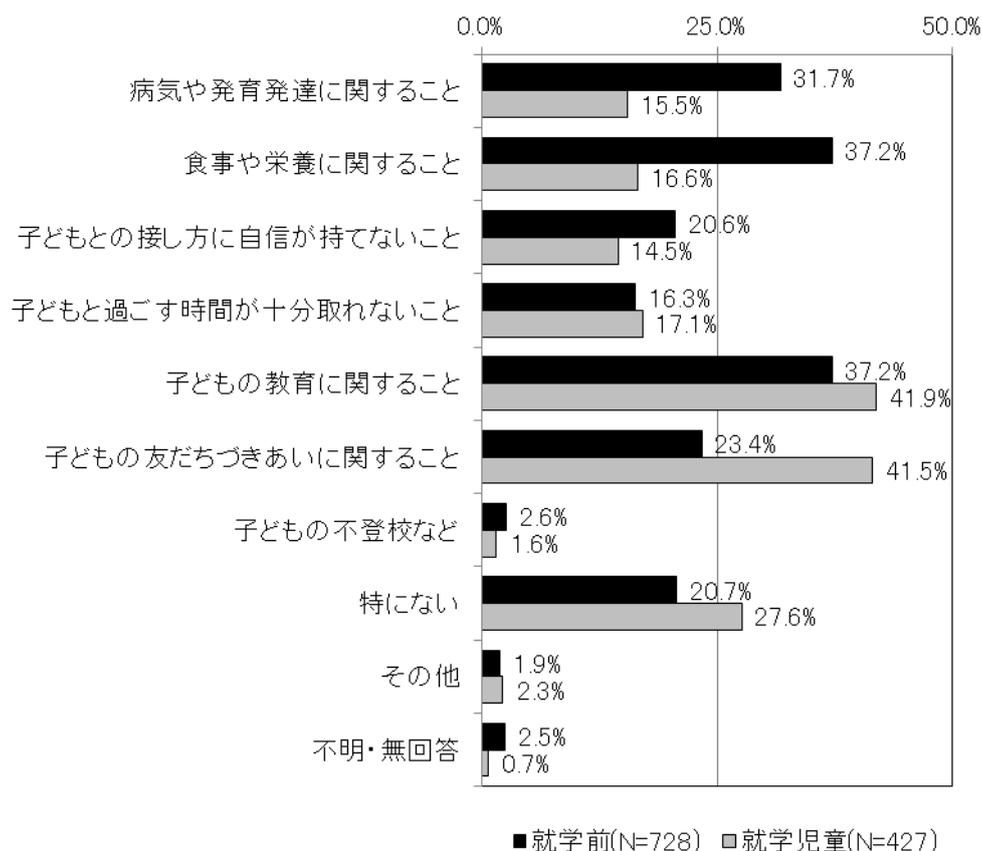


資料:平成25年度「次世代育成支援に関するニーズ調査」

子育てに関して、日常悩んでいること、あるいは気になっていることについてみると、子どもに関することについての悩みでは、就学前児童では「食事や栄養に関すること」や「子どもの教育に関すること」が多くなっており、保護者自身に関することについての悩みでは「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」や「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」が多くなっています。

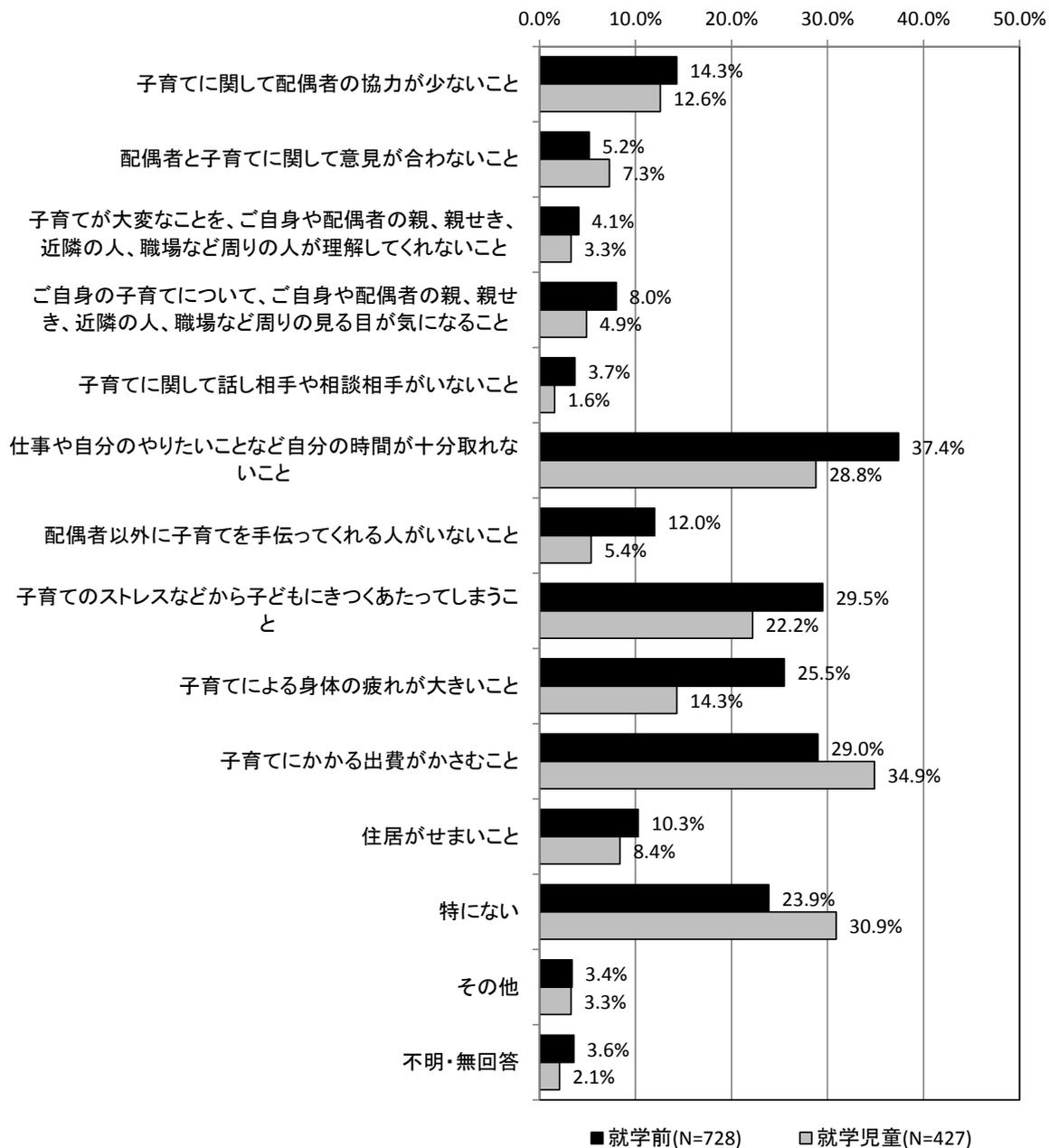
また、子どもに関することについての悩みでは、就学児童では「子どもの教育に関すること」や「子どもの友だちづきあいに関すること」が多くなっており、保護者自身に関することについての悩みでは「子育てにかかる出費がかさむこと」や「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が多くなっています。

【子育てに関する悩みや不安の内容】 ＜子どもに関することについての悩み＞



資料：平成 25 年度「次世代育成支援に関するニーズ調査」

<保護者自身に関することについての悩み>

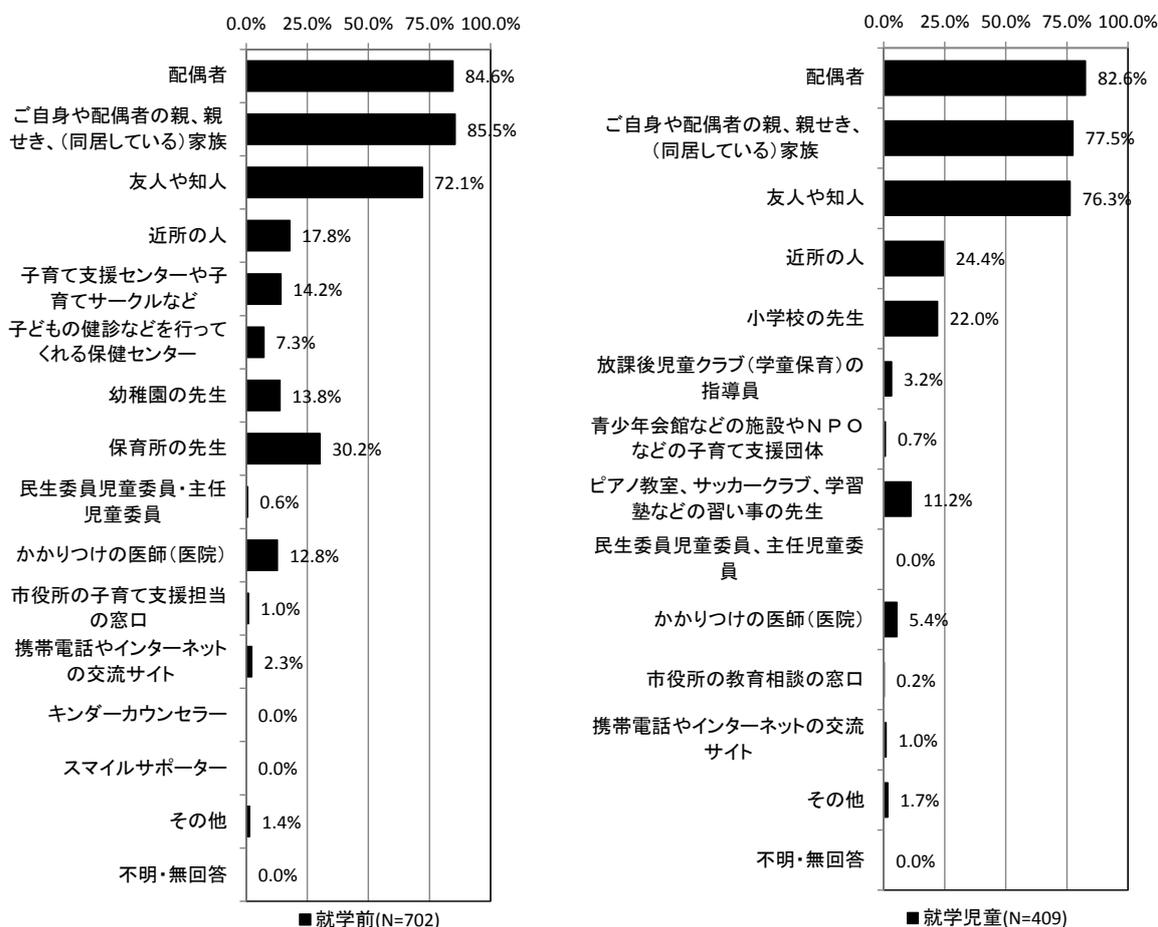


資料:平成 25 年度「次世代育成支援に関するニーズ調査」

このような子育てに関する悩みや不安を地域で受け止めるには、地域住民の支え合い・助け合いの精神に基づいた地域ぐるみによる包括的な子育て環境が整備されていることが必要です。

ニーズ調査の結果では、子育てに関する不安や悩みの相談相手は、就学前児童・就学児童とも「配偶者」、「ご自身や配偶者の親、親せき」が多くなっていますが、身内関係と並んで「友人や知人」も上位となっており、近隣関係が希薄化していると言われる現状においても、子育てという共有できる課題を抱える人同士のつながりはむしろ強くなっていることが示唆されます。

【気軽に相談できる人や場所】



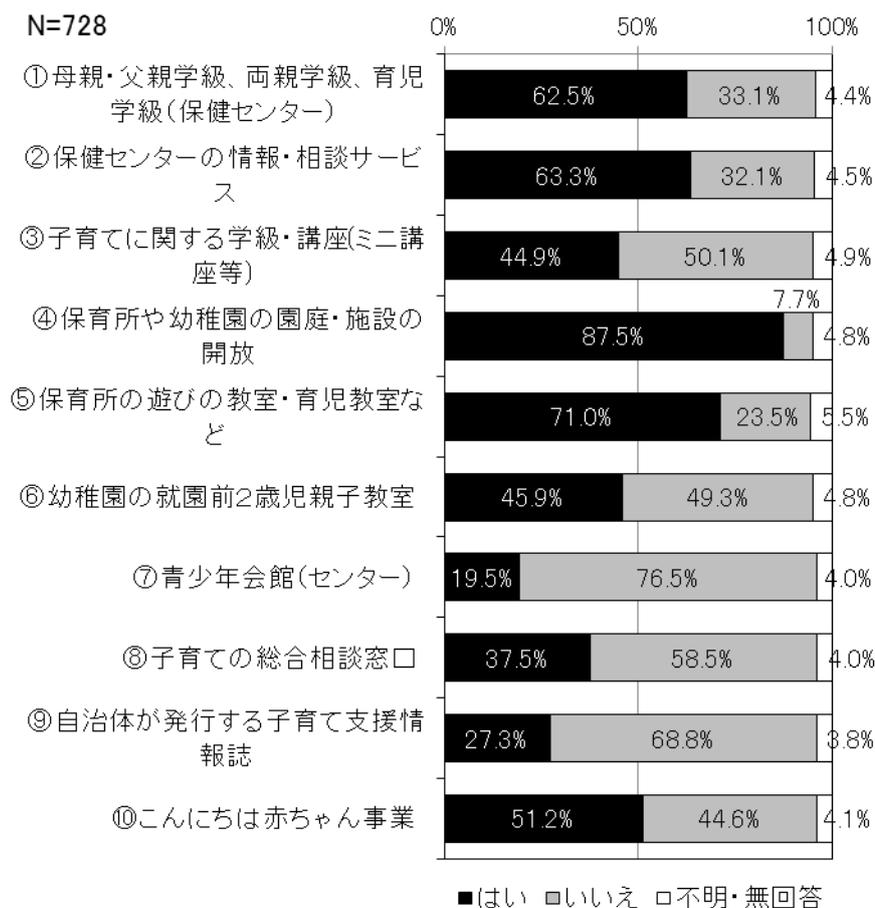
資料：平成 25 年度「次世代育成支援に関するニーズ調査」

子育て家庭への支援を地域全体で推進するには、保育機能の専門性が備わった保育所や幼稚園を地域に開かれた施設として活用し、就労・非就労にかかわらず、すべての子育て家庭のさまざまなニーズに対応できる機能と運営の充実が必要です。

そのような地域の保育資源を核に、地域ぐるみで包括的に行う子育て環境をつくりあげるために、現在ある市内の子育て支援活動を有機的に結び付け、地域に根ざした子育て支援機能の強化・充実に努めることが重要です。

そのような取り組みの積み重ねにより、子育て支援のネットワークを構築し、市内のどの地域に暮らしていても同じように相談・支援を受け情報を入手することができ、ひいては児童虐待等、子どもの人権を脅かす行為の早期発見、未然防止にもつながるしくみをつくる必要があります。

【子育て支援サービスの認知度】



資料:平成25年度「次世代育成支援に関するニーズ調査」

【包括的な子育て支援の枠組みの構築のための課題】

- ・専業主婦やひとり親家庭等を含むすべての子育て家庭に向けた地域における様々な子育て支援策の充実
- ・保育所・認定こども園、幼稚園をはじめとした保育・教育サービスの量的充足
- ・延長保育、病後児保育等、多種多様なニーズに対応した利用しやすい保育サービスの提供
- ・保育サービスの質の確保のためのサービス評価等のしくみづくり
- ・地域における子育て支援サービス等のネットワーク化と利用者への情報提供
- ・すべての子どもの健やかな育成の基盤となる地域全体で子育て家庭を支援できるよう地域住民の子育てへの関心・理解の促進
- ・少子化の進行を踏まえ、児童の社会性の育成、規範意識の形成等健全育成を図るための居場所づくり

2. 安心して子どもを生み育てることにつながる健康への支援、食育の推進

健康に対する配慮は、子育てをはじめ、仕事や家庭・地域など様々な活動を営む上で重要なことです。特に抵抗力の弱い子どもの健康や出産を控えた母体の保護、心身面での子育てに対する負担の解消など、次代を担う若い世代が子どもを生み育てることに安心感をもつことができる健康保持・増進を図る環境づくりが必要です。

本市では、保健センターの情報・相談サービスなどの母子保健事業を通じ、子どもの心身の発達や育児に関する相談機会や親子の交流を促進し、子育ての孤独感や育児ストレスの軽減、育児の仲間づくりの機会提供を図っています。

このように子育て期にある保護者にとって子どもの発達確認、育児不安の解消等に役立つ保健事業の重要性がうかがえますが、一方で、妊娠や出産をはじめ、子育て全般に満足感が得られるよう出産準備の段階からの取り組みの充実も必要です。そのためには、次代の親となる男女に対し、子どもをもつことの意義や生命の大切さ等について理解を深める取り組みの充実、出産や育児に対する心理的・経済的負担の軽減と出産後も安心して養育できる保健・医療体制の充実、また、子どもが産まれにくい夫婦への支援などに取り組み、本市で男女が安心して子どもを産み、育てたいと思うことができる支援体制の充実が必要です。

また、生涯にわたって健康な生活を送るためには、食事に対する配慮が必要です。食を通じた心豊かな人間性の形成や家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、乳幼児期から望ましい食習慣を身につけることができるよう、発達段階に応じた学習機会や情報提供を推進します。

【安心して子どもを産み育てることにつながる健康への支援、食育の推進のための課題】

- ・母親の視点からみて満足できる「いいお産」の適切な普及を図るための出産準備教育や相談の場の提供
- ・乳幼児健診を活用した相談指導の実施による育児不安の解消や、児童虐待防止を図るための妊娠期からの継続的な支援体制の整備
- ・乳幼児健診等を通じた誤飲、転落・転倒、やけど等子どもの事故予防のための啓発
- ・食に関する学習機会や情報提供など食育の推進
- ・10歳代に対する性や性感染症予防、喫煙、薬物等に関する正しい知識の普及
- ・学童期・思春期の心の問題に対応する専門家の養成及び相談体制等の充実
- ・小児医療体制の府、近隣市町及び関係機関と連携した取組み
- ・すべての子どもの健やかな育成を支える対個人給付・サービスの推進

3. 子どもの健全育成と次代の親を育む環境づくり

少子化や都市化がもたらした核家族化、情報化の進展、受験競争などにより、生活のゆとりが奪われ、家庭・地域において、親子や子ども同士のふれあいの機会が減少するなど、子どもと家族・家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような環境の変化は、子どもと親の健やかな育ちに好ましくない影響を及ぼし、非行、いじめ、児童虐待など様々な問題を生じさせることにつながりかねません。

また、子どもと家族・家庭を取り巻く環境の変化は、親から子どもへ子育て知識を継承する機会や親子のふれあいを通じた母性や父性を育てる機会の減少をもたらし、その結果、家庭の養育機能の弱体化や子どもの健全な育ちにも影響を及ぼすことが懸念されます。

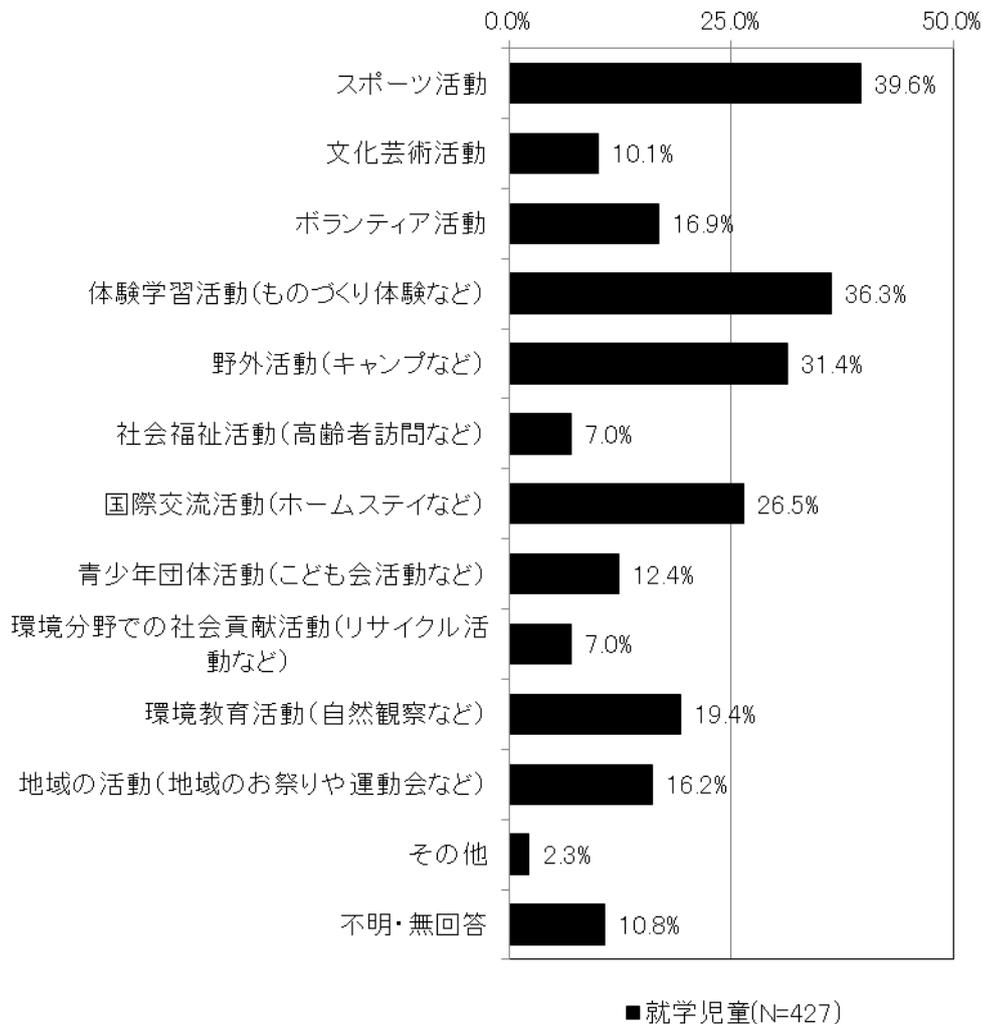
さらに、子どもの健全な育ちにとって、父性としての男性の役割も大きいことが言われているにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識が依然根強く残っているのが現状です。男女がともに家庭責任を分かち合い、協力して子育てや家事などを行うことは、本来望ましい姿であることは言うまでもありません。

また、養育の拒否や放置(ネグレクト)、身体的暴力など保護者の子どもに対する虐待の通告件数も年々増加傾向にあり、子どもを生み育てることについての意義、生命の大切さ、子どもの人権などについて市民全体が再認識することが重要です。

現在、子育てをしている親はもちろんのこと、本市の次代を担う若い世代が、家庭をもつこと、子どもをもつことの意義について理解し、将来、自分も親となることへの意識づけとともに、子どもを生み育てたいという気持ちももてる環境づくりが必要です。また、子育てを女性だけが負担するのではなく、男女が共同して家庭責任を果たすことの重要性への認識を深め、子育てや家事などに男女共同して取り組む環境づくりの推進を図ることも必要です。

一方、子どもたちは、仲間同士の交流やさまざまな体験を通じて社会性や自主性、創造性など心豊かな人間性を育みます。ニーズ調査の結果では、「スポーツ活動」や「ものづくりなど体験型の活動」、「キャンプ等の野外活動」、への参加意向が就学児童で高くなっています。

【地域における自然体験、社会参加、文化活動への参加希望・就学児童】



資料:平成 25 年度「次世代育成支援に関するニーズ調査」

しかし一方で、友達とうまく付き合えない、集団生活になじめない児童・生徒も増えており、家庭にひきこもる児童・生徒などの増加が今日の問題となっています。

子どもの人権を最大限に尊重することは当然のことですが、子どもの健全な育ちを応援するには、家庭・学校・地域・行政等が連携し、家庭及び地域の教育力の向上とともに、その基本となる学校教育・生涯学習の内容の充実を図ることが必要です。

【子どもの健全育成と次代の親を育む環境づくりのための課題】

- ・男女共同した家庭づくりと子どもを生き育てることの意義に関する教育・啓発、子どもを生き育てやすい環境づくりなどの取組みを通じた次代の親の育成
- ・子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- ・子どもを社会全体で育てる観点からの家庭教育の充実及び地域の教育力の向上
- ・子どもを取り巻く有害環境対策の推進

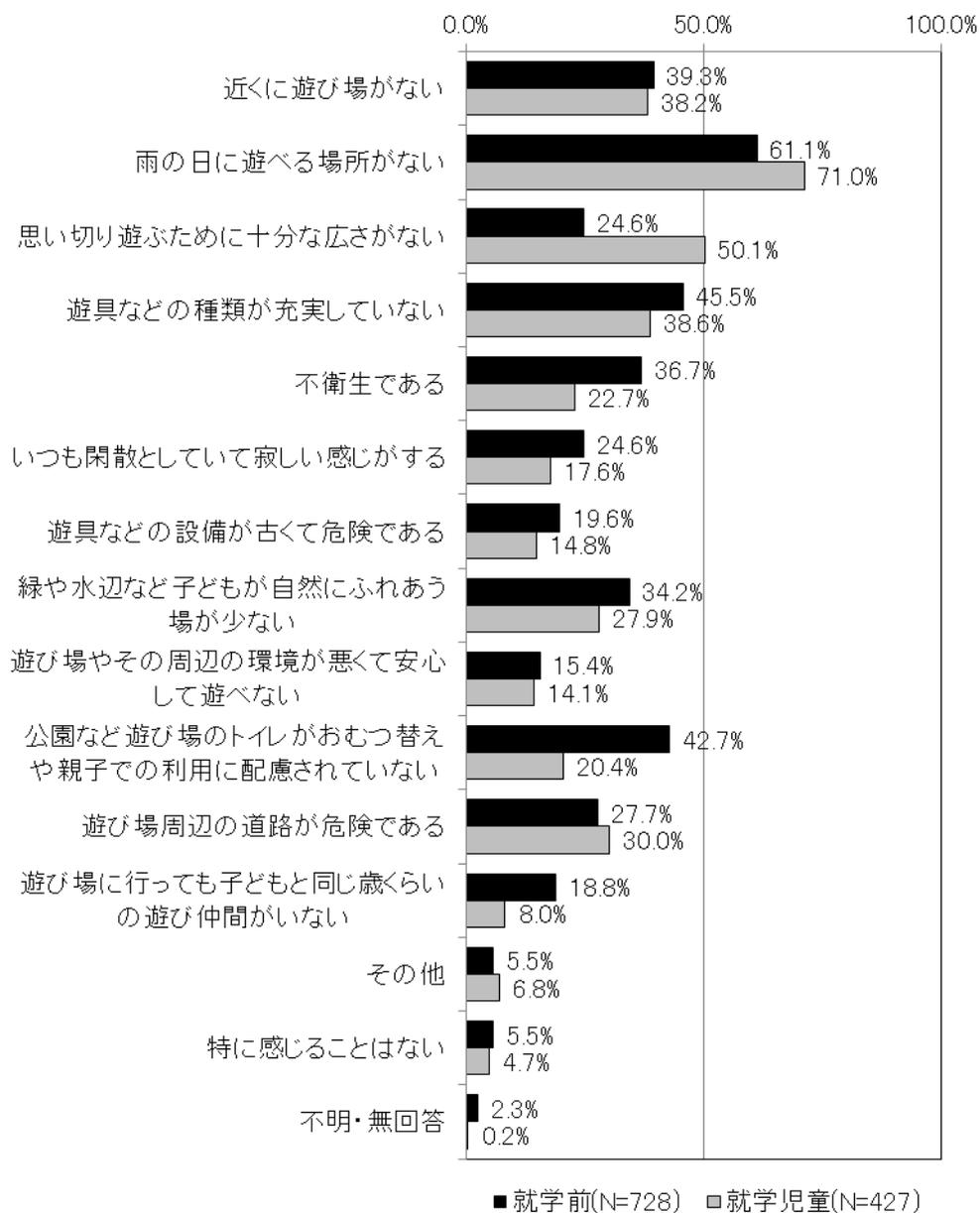
4. 子どもがのびのびと行動でき、ゆとりをもって子育てができる環境づくり

子どもを安心して生み育てるために、地域が子どもや子育て家庭にとって配慮されたやさしい環境であることが重要であり、子どもや子ども連れでも安全かつ安心して外出ができ、利用しやすい施設整備、子どもがのびのび行動できるまちづくりが必要です。

ニーズ調査の結果では、本市の子育て環境について、子どもと外出されるときに困ることについてみると、「買い物や用事などの合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がない」、「歩道や信号がない道路が多い」、「歩道の段差などがベビーカーや自転車での通行の妨げになっている」などを不満に思っている保護者が多く、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った施設整備が求められています。

また、地域における子どもの遊び場の満足度についてみると、就学前児童、就学児童ともに「満足していない」がそれぞれ 54.9%、66.0%と高くなっており、地域の子どもの遊び場について日頃感じることについてみると、就学前児童、就学児童の保護者のいずれも「雨の日に遊べる場所がない」という意見が最も多く、「思い切り遊ぶために十分な広さがない」、「遊具などの種類が充実していない」といった意見も多くなっています。

【地域の子どもの遊び場について日頃感じること】



資料:平成 25 年度「次世代育成支援に関するニーズ調査」

子どもの健全な成長にとって、生活の基盤となる良好な住環境は子育て家庭にとって大きな問題です。また、最近、居住環境を脅かす新たな問題として、住まいの建材などに含まれる化学物質で室内の空気が汚染されることで起こるシックハウス症候群と呼ばれる健康障害も問題になっており、その対策についても検討が必要と考えられます。

【子どもがのびのびと行動でき、ゆとりをもって子育てができる環境づくりのための課題】

- ・子どもや子ども連れでも安全かつ安心して通行できる道路交通環境の整備
- ・公共施設や公共交通機関等のバリアフリー化など妊産婦や子ども連れ等すべての人が安心して外出し、利用できる環境の整備、バリアフリーに関する情報提供
- ・良質なファミリー向けの賃貸住宅の供給支援、多子世帯の公営賃貸住宅への優先入居制度の活用促進等良質な住宅の確保
- ・シックハウス対策などの良好な居住環境の確保
- ・子どもを交通事故から守るため、関係機関との連携・協力体制の強化と、総合的な交通事故防止対策の推進
- ・子どもが犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりの推進
- ・子どもを犯罪等の被害から守るための住民による自主防犯行動の促進や関係機関と連携した防犯ボランティア、パトロール活動の推進
- ・被害児童・生徒の立ち直りのための関係機関と連携したきめ細かな支援体制の推進

5. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた就労環境の整備

男女がともに子育てと仕事を両立させ、互いに家庭責任を果たすための支援を図る観点から、保育サービスの充実とともに、就労の場においては、男女ともが子育てに専念し、継続就労できる職場の雰囲気づくりや事業主の理解促進が求められます。

保育所や放課後児童クラブ(学童保育)など保育サービスに対するニーズは増大していますが、職場における固定的な役割分担から、子育ての多くを女性が担わざるを得ない状況があり、女性は会社を一旦退職しても原職に復帰しにくいのが現状です。

働く男女が仕事と家庭を両立するためには、就労の場において子育てに専念したり継続就労できる環境づくりや職場の理解促進が求められます。しかし、育児休業など子育て支援のための制度が充実されても取得しにくい雰囲気があったり、業種・業態により制度そのものを導入しにくいといったことが実情であり、このような制度を活用してもらうための普及活動、職場の雰囲気づくりやそのための働きかけが必要となり、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取り組みも重要となってきます。

国では次世代育成支援における基本的な取り組みとして、働きながら子育てをしているすべての家庭のために、男性の働き方の見直しや多様な働き方の実現、男性の育児休業の取得、ワーク・ライフ・バランスの実現などを挙げています。企業では、完全週休2日制はかなり普及・浸透してきましたが、長期にわたる経済不況を背景にリストラなどによる人員削減が逆に労働時間の長時間化を生み出す歪んだ構造となって現れています。長時間労働は、親子同士のふれあいの時間を減少させる懸念があり、労働時間の短縮が子育てと仕事の両立支援で必要となっています。

【ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた就労環境の整備のための課題】

- ・職場優先意識や固定的な役割分担意識等職場における慣行等の解消
- ・仕事と子育ての両立支援のための関係法制度の普及・啓発等の推進
- ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現へ向けての普及・啓発等の推進
- ・就労による経済的自立が可能な社会の実現
- ・健康で豊かな生活のための時間・空間・仲間が確保できる社会の実現
- ・多様な働き方・生き方が選択できる社会の実現
- ・親の就労と子どもの育成の両立を支える支援
- ・一般事業主行動計画策定についての周知・啓発

6. 子どもの人権の尊重と援護が必要な児童の育ちへの支援

子どもは未完成な存在としてとらえられ、そのことが強調されることによって権利の主体として尊重されていなかったり、個性等の違いによって差別されることが少なくありません。しかし、子どもは、その成長や発達段階に応じ適切な教育や援助が受けられるとともに、人格をもった一人の人間として尊重される存在です。

平成元年に国連で採択された「児童の権利に関する条約」（「子どもの権利条約」）では、すべての子どもは、性や出身などでいかなる差別も受けることなく、自分のことについて自由に意見を述べることなどの権利が保障されることを規定しています。

最近、児童虐待をはじめ、いじめや体罰など子どもの人権が脅かされる事例が増加するとともに、不登校や家庭へのひきこもりなどの問題が深刻化しています。

本市の子育て家庭の虐待にかかわる状況についてニーズ調査の結果からみると、子育てのストレス等で子どもに手を上げたり、世話をしないことがあるという回答は、子育てに不安や負担を感じている保護者のなかで高く、就学前児童で56.4%となっています。場合によっては虐待につながる行為を行っている保護者の割合は、本市の児童全体に置き換えてみると、決して少なくない数であることを認識する必要があります。

児童虐待など子どもの人権侵害につながる行為を防止し、万が一、虐待を受けても早期に発見・対応するためには、福祉・保健・医療など関係機関・団体が連携し地域全体で子育て家庭を見守り、虐待などの場合は適切な処遇がとられるよう、関係機関・団体の包括的なネットワークの充実が必要です。

また、地域には、ひとり親家庭、障害者（児）、外国人など様々な立場の人たちが暮らしています。それぞれの人権を尊重し、自立を支える取り組みが必要です。

【子どもの人権の尊重と援護が必要な児童の育ちへの支援のための課題】

- ・本市における「要保護児童対策地域協議会」などによる児童虐待防止対策の充実
- ・母親の育児不安や虐待・いじめ等への早期対応を図る相談体制の整備等、総合的な親子の心の健康づくり対策の推進
- ・母子家庭、父子家庭等に対する子育てや生活支援策、就労支援策、養育費の確保策及び経済支援策についての総合的な対策の実施
- ・障害の原因予防及び早期発見・治療を図る健診の推進をはじめ、身近な地域で安心して生活できるよう教育支援体制等一貫した総合的な取組みの推進
- ・学習障害(LD)や注意欠陥／多動性障害(ADHD)等の子どもに対する適切な支援

第3章 計画の基本目標

第1節 計画推進にあたって踏まえるべき基本的視点

次世代育成支援行動計画における視点を踏まえ、より充実した施策に反映できるよう、以下の視点で計画を策定します。

(1) 子どもの権利という視点

出身地や性別、障害の有無などにより差別されることなく、子ども一人ひとりの人権が尊重され、また、子どもの最善の利益の保障を念頭に置き、つねに子どもの視点に立った施策の展開を図ります。

(2) 次代の親の育成という視点

子どもは次代の親となり、未来の泉佐野市のまちづくりを担う存在であることを十分認識し、その役割を担う子どもを生み育てることに夢や希望、喜びを与えるような施策の推進を図ります。

(3) サービス利用者の視点

子育てをするすべての家庭が必要に応じて適切なサービスを利用することができ安心感をもって子育てができるよう、サービスの量の拡充及び質の向上を図り、総合的な子育て支援施策の推進を図ります。

(4) 社会全体による支援の視点

父母その他の保護者が子育てについての責任を有するという基本的認識の下に、国及び府・市はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で包括的に取り組む視点が必要となっています。さまざまな担い手の協働の下に推進を図ります。

(5) 仕事と生活の調和実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、市民の結婚や子育てに関する希望を実現するための取組みのひとつとして、社会全体の運動として進められています。こうした取組みにおいては行政や企業をはじめとする関係者が連携して進めることが重要で、地域の実情に応じた展開を図ります。

(6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点

結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援という観点から推進を図ります。

(7) すべての子どもと家庭への支援の視点

子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広くすべての子どもの健全な育ちとそれを支える家庭への支援という観点から推進を図ります。

(8) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

保育所などの公的な子育て支援の充実に加え、子育てに関する活動を行うNPOや子育てサークルなどの地域活動団体、社会福祉協議会などの民間事業者、主任児童委員や子育て支援活動を通じて地域への貢献を希望する高齢者や育児経験豊かな主婦など地域のさまざまな社会資源を効果的に活用するという観点から、子育て支援施策の推進を図ります。

(9) サービスの質の視点

仕事と家庭の両立支援という観点からの支援だけではなく、広くすべての子どもと家庭が必要に応じて適切なサービスを利用することができるよう、総合的な子育て支援施策を推進するとともに、サービスの質の確保については、利用者評価や第三者評価などを取り入れることにより、サービス提供基盤の充実等子育ての環境整備の推進を図ります。

第2節 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、次の基本目標を定め、諸施策の取り組みを推進します。

- I. 地域における子育て支援の推進
- II. 妊婦並びに乳幼児等の健康の保持及び増進
- III. 子どもの成長に資する教育環境の整備
- IV. 子育てを支援する生活環境の整備
- V. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- VI. 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

第3節 施策の体系

基本目標Ⅰ 地域における子育て支援の推進

施策の方向	主要施策	No.	主な施策・事業
1. 地域における子育て支援サービスの充実	(1) 地域での子育て支援サービスの充実	1	ファミリー・サポート・センター事業
		2	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)
		3	一時預かり(一時保育)事業
		4	家庭支援推進保育所事業
		5	幼稚園の3歳児保育
		6	幼稚園の満3歳児保育
		7	幼稚園の預かり保育
		8	幼稚園の長期休業中の預かり保育
		9	特別支援教育
	(2) 子育てに関する相談支援体制の充実	10	民生委員児童委員(主任児童委員)活動の活性化
		11	学校・幼稚園・保育所における相談体制の充実
		12	育児相談員・スマイルサポーター(地域貢献支援員)による育児相談
		13	子育て教育相談
		14	家庭児童相談室の充実
		15	教育相談事業の充実
		16	スクールカウンセラー
		17	障害教育推進事業の充実
	(3) 子育てに関する情報提供の充実	18	情報ガイドブック(「子育てのしおり」)の配付
		19	子育てポータルサイト「子育て応援なび」
		20	関係機関と連携した情報提供の充実
2. 保育サービスの充実	(1) 働く家庭のための保育サービスの充実	21	通常保育事業
		22	乳児保育
		23	障害児保育
		24	延長保育事業
		25	病後児保育事業
		26	休日保育事業
	(2) 保育内容の充実と人材の育成	27	幼稚園・保育所交流事業の実施
		28	学校・園・保育所の連携強化
		29	幼稚園・保育所の人材育成
	(3) 保育環境の充実	30	民間保育園の運営に対する支援
		31	保育所施設の整備・充実
	(4) 放課後児童健全育成の推進	32	放課後児童対策事業(留守家庭事業会)
		33	放課後子供教室
		34	放課後子ども総合プランの推進 (放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な運営)

施策の方向	主要施策	No.	主な施策・事業
3. 子育て支援のネットワークづくり	(1)地域における子育て支援活動の充実	35	地域子育て支援拠点事業（センター型）
		36	0歳児育児教室
		37	遊びの教室
		38	のびのび子育て応援
		39	保育所園庭開放
		40	幼稚園園庭開放
		41	保育所施設開放
		42	保育所行事開放
		43	2歳児親子教室（未就園児親子体験）
	(2)自主的活動のネットワーク化の促進	44	子育てネットワーク支援
	(3)小地域ネットワーク機能を生かした子育て支援の推進	45	子育てサロン
		46	民間保育園による地域貢献事業（子育てサロンの支援）
	(1)世代間交流の充実	47	多世代・異年齢がふれあい・交流できる拠点の充実
		48	世代間交流事業
	(2)子どもの健全育成に関する啓発活動の推進	49	講演等を通じた啓発活動
		50	青少年問題協議会などの活動
		51	地域住民の協力による青少年健全育成活動
	(3)青少年育成事業の推進	52	青少年育成事業 ・北部市民交流センター青少年分館 ・南部市民交流センター青少年分館 ・青少年センター

基本目標Ⅱ．妊婦並びに乳幼児等の健康の保持及び増進

施策の方向	主要施策	No.	主な施策・事業
1. 子どもや母親の健康の保持	(1) 安心感のある妊娠・出産への支援	53	母子健康手帳の交付
		54	妊婦一般健康診査の充実
		55	妊産婦訪問指導の充実
		56	助産施設制度
		57	禁煙と受動喫煙防止の推進
	(2) 母と子の健康づくり	58	新生児訪問
		59	乳幼児健康診査の充実
		60	歯科疾患予防事業の充実
		61	健康診査事後事業(親子教室)
		62	妊産婦・乳幼児の保健指導、相談
	(3) 子育て相談や親子の交流機会の充実	63	ブックスタート事業
2. 食育の推進	(1) 食生活に対する意識の向上	64	育児等健康支援事業 乳幼児育成指導事業 (とつこくらぶ)
		65	母子栄養管理事業(ファミリー教室)
		66	離乳食講習会の充実
		67	乳幼児期からの食育の推進
		68	保健・福祉・教育等の連携の推進
		69	食生活改善推進協議会の活動支援
		70	食育の推進
3. 思春期保健対策の充実	(1) 思春期の心とからだの健康づくり	71	保育所、幼稚園、学校の食育活動
		72	性情報に対する学習機会の充実
		73	飲酒・喫煙・薬物乱用に対する教育の充実
4. 小児医療の充実	(1) 小児医療体制の充実	74	学校保健の充実 (健康診断等の実施)
		75	小児救急医療体制の充実

基本目標Ⅲ. 子どもの成長に資する教育環境の整備

施策の方向	主要施策	No.	主な施策・事業
1. 次代の親の育成	(1)生命の大切さや家庭について学ぶ学習機会の充実	76	性教育・家庭科教育の充実
	(2)親子のきずなを深める学習機会の充実	77	講演会や学習会の開催
		78	家庭教育学級の充実
2. 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備	(1)主体的に生きる力を育む学校・園教育の推進	79	教育相談事業
		80	不登校対策事業
		81	生徒指導の充実
		82	幼児教育の推進
		83	学力向上の推進
		84	児童・生徒の個性に応じた進路指導の充実
		85	交流教育の推進
		86	在日外国人及び帰国者の児童・生徒に対する指導の充実
	(2)さまざまな体験活動の推進	87	青少年対象講座の開催
		88	ボランティア体験学習会の充実
	(3)自然や文化に親しむ機会の充実	89	ジュニアリーダー養成事業
90		稲倉青少年野外活動センター運営事業	
(4)国内外との交流活動の推進	91	国際理解教育の推進	
3. 家庭や地域の教育力の向上	(1)家庭教育の機会の充実	92	家庭教育に関する学習機会の提供
	(2)地域における大人と子どもが協働した活動の機会の充実	93	子どもと大人が協働して学び合う体験活動の推進
		94	スポーツを通じた世代間交流の促進
4. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	(1)子どもにふさわしい環境整備のための活動	95	社会環境の点検活動の推進
		96	青少年対策事業の推進

基本目標Ⅳ. 子育てを支援する生活環境の整備

施策の方向	主要施策	No.	主な施策・事業
1. 良質な住宅の確保	(1)市営住宅の整備・充実	97	市営住宅の整備・充実
2. 良好な居住環境の確保	(1)快適で安全な住環境づくり	98	快適な住環境づくりの促進
		99	居住者の健康を脅かす新たな問題への対応
3. 安心して外出できる環境の整備	(1)福祉のまちづくりの総合的な推進	100	大阪府福祉のまちづくり条例や法律の周知・指導
		101	「赤ちゃんの駅」事業
	(2)安全な通園・通学路の確保	102	通園・通学路の安全確保の推進
4. 安全・安心のまちづくりの推進	(1)防犯・防災のための環境づくりの促進	103	防犯灯助成事業の推進
		104	学校・幼稚園・保育所の安全確保を図る取り組みの推進
		105	防災教育の推進
5. 子どもの交通安全を確保するための活動の推進	(1)交通安全教育の推進	106	交通安全教育事業の推進
6. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進	(1)防犯体制の強化	107	防犯対策事業の推進
7. 被害に遭った子どもの保護の推進	(1)要保護児童に対する支援の充実	108	関係機関と連携した被害児童・生徒への支援
	(2)子どもの心身の悩みなどを受け止める相談機能の充実	109	教育支援事業の充実

基本目標Ⅴ. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

施策の方向	主要施策	No.	主な施策・事業
1. 多様な生き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し	(1)労働時間の短縮と勤務の弾力化の促進	110	労働時間短縮への働きかけ
		111	フレックスタイムや在宅就労等の勤務形態の多様化への働きかけ
2. 仕事と子育ての両立の推進	(1)育児休業制度等の諸制度の普及・啓発	112	育児休業制度・介護休暇制度などの普及・啓発
		113	再雇用制度導入の働きかけ
	(2)家庭と子育てを両立しやすい職場環境づくり	114	地域就労支援事業
		(3)男女共同参画への意識づくり	115
	116		男女共同参画社会をめざす学習の実施
	117		性別による固定的な役割分担意識の解消
	(4)男性の家庭生活への参加促進	118	男性向け家庭生活講座等の開催
		119	男性の育児休業・介護休暇取得に向けた事業主への働きかけ
3. 子育てにかかる経済的負担の軽減	(1)医療費等の助成の充実	120	こども医療費助成事業
		121	ひとり親家庭医療費助成事業
		122	障害者医療費助成事業
	(2)社会保障制度の充実	123	児童手当支給事業
		124	児童扶養手当支給事業
		125	特別児童扶養手当支給事業
	(3)就園・就学援助	126	幼稚園の就園奨励
		127	私立幼稚園在籍園児保護者補助
128		小・中学校の就学援助	

基本目標Ⅵ. 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

施策の方向	主要施策	No.	主な施策・事業
1. 児童虐待防止対策の充実	(1)児童虐待防止ネットワークの推進	129	要保護児童対策地域協議会の充実
	(2)虐待のないまちづくりの推進	130	虐待の早期発見・早期対応に向けた予防啓発の推進
		131	子ども家庭サポーター(子ども虐待防止アドバイザー)との連携
		132	養育支援訪問事業
		133	こんにちは赤ちゃん事業
		134	教職員・保育士等に対する研修の充実
2. ひとり親家庭の自立支援の推進	(1)生活自立支援の充実	135	母子自立支援員による相談支援体制の充実
		136	母子生活支援施設入所委託事業の活用
		137	母子寡婦福祉会の活動支援
	(2)就労支援の充実	138	母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業
		139	母子家庭高等職業訓練促進給付金等及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業
3. 障害児施策の充実	(1)自立支援の充実	140	自立支援給付事業(障害児対象分)の推進
		141	社会参加に向けた支援体制の充実
		142	地域自立支援協議会を中心とした地域生活の支援
	(2)療育・教育体制の充実	143	児童発達支援事業
		144	放課後等デイサービス事業
		145	児童発達支援センター
		146	小学校介助事業 中学校介助事業
		147	幼稚園介助事業
		148	障害児者ふれあい交流会
		149	放課後・長期休暇等の日中活動の場の確保

第4章 施策の方向

第1節 地域における子育て支援の推進

1. 地域における子育て支援サービスの充実

地域における子育て支援について、在宅で保育を行う家庭を含むすべての子育て家庭に対する支援の観点から、利用者のニーズを十分踏まえながら、様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

(1) 地域での子育てサービスの充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
1	ファミリー・サポート・センター事業	「育児の援助を希望する人」(利用会員)と「育児の支援を行える人」(提供会員)が会員登録し、お互いに助け合う相互援助組織です。 市報やホームページ等を活用し、事業内容の周知を図ることにより、登録会員(特に提供会員)を増やし、組織の充実を図ります。また、提供会員に対するフォローアップ研修を実施することにより提供会員の資質の向上を図ります。	子育て支援課
2	子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ)	保護者の身体・精神的な事由、家庭療育上の事由、冠婚葬祭などの社会的な事由等で緊急一時的に母子保護を必要とする場合に短期間保護を行う事業です。 市内に児童養護施設がなく、他市の児童養護施設に委託して事業を実施していますが、事業内容の周知を図り、サービスを必要とする方への利用促進を図ります。	子育て支援課
3	一時預かり(一時保育)事業	保護者の急用や病気等の際に、緊急的保育サービスとして一時的に児童を保育所で預かる事業です。 サービスを必要とする方が利用できるよう、受入れ枠を確保します。	子育て支援課
4	家庭支援推進保育所事業	家庭支援推進保育所事業の対象保育所において、配慮を要する児童への家庭訪問や在宅の子育て家庭への訪問等を実施しており、継続して実施します。	子育て支援課
5	幼稚園の3歳児保育	私立幼稚園で実施しており、3歳児の発達の特性を踏まえ、指導体制、内容、方法の改善など教育上の配慮を図り、充実に努めます。	子育て支援課
6	幼稚園の満3歳児保育	4月1日付けで満2歳の児童が満3歳になった段階で幼稚園に入園することができます。 適切な時期に集団生活に入ることによって社会性を身につけていくことを目的として実施しています。	子育て支援課

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
7	幼稚園の預かり保育	<p>私立幼稚園では、幼稚園の正課の教育時間の後に「預かり保育」を実施し、園児の健全な育成を図るとともに、保護者の就労等の支援を含めた子育て支援を行っています。</p> <p>必要とされるサービス量を確保し、園児の健全な育成を図ります。</p>	子育て支援課
8	幼稚園の長期休業中の預かり保育	<p>私立幼稚園では、長期休業中においても「預かり保育」を実施し、園児の健全な育成を図るとともに、保護者の就労等の支援を含めた子育て支援を行っています。</p> <p>必要とされるサービス量を確保し、園児の健全な育成を図ります。</p>	子育て支援課
9	特別支援教育	<p>「特別支援教育」が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児・児童・生徒の支援が求められています。</p> <p>私立幼稚園では、多様な障害(自閉症スペクトラム、注意欠陥多動性障害、知的障害、言語障害等)のある園児に対して、きめ細かな指導を行っています。</p> <p>専門医と連絡を取りながら、子ども一人ひとりがそれぞれの障害を乗り越え、様々な能力の獲得をめざしながら、先生や他の園児との交流を通じて楽しい幼稚園生活を送ることが必要であり、また、保護者の悩みや相談に応じるとともに、必要な支援を行い、今後も事業を継続実施します。</p>	子育て支援課

(2) 子育てに関する相談支援体制の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
10	民生委員児童委員(主任児童委員)活動の活性化	<p>地域の身近な相談窓口である民生委員児童委員(主任児童委員)活動について、地域住民や福祉関係者の理解を深めるため、活動内容の普及・啓発を行い、活動の活性化を図ります。</p> <p>また、地域住民の個別ニーズや課題が複雑・多様化する中、負担感による担い手が不足していることから、担い手の確保に努めます。</p>	社会福祉協議会 障害福祉総務課
11	学校・幼稚園・保育所における相談体制の充実	<p>学校においては、スクールカウンセラーなど専門的な相談員による相談事業を実施し、子どもたちが心の悩みを気軽に相談できる機会の充実に努めます。いじめ、不登校などの悩みに関する相談に応じ、その解消を図るため、教育支援教室、教育相談などの事業の充実に努めます。</p> <p>幼稚園・保育所においては、子育て支援として実施している園庭開放や遊びの教室などの際に、子育てに関する悩みや相談に応じ、負担感の解消に引き続き努めます。</p>	学校教育課 子育て支援課

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
12	育児相談員・スマイルサポーター(地域貢献支援員)による育児相談	民間保育園では、大阪府認定の育児相談員や大阪府知事認定のスマイルサポーター(地域貢献支援員)を配置し、子育てに関連する様々な悩みや相談に応じています。 子育て中の保護者の負担軽減を図るため、継続実施します。	子育て支援課
13	子育て教育相談	私立幼稚園において、就園前及び卒園後の小・中・高校生までの子育て教育相談を実施しており、事業の充実に努めます。	子育て支援課
14	家庭児童相談室の充実	子育て支援課内に家庭児童相談室を設置し、家庭児童相談員が相談に応じています。 相談件数が年々増加しており、相談者に適切に対応するため、相談員の研修機会を確保するとともに、教育委員会や子ども家庭センター等の関係機関、主任児童委員等との連携の強化を図り、指導体制の充実に努めます。	子育て支援課
15	教育相談事業の充実	教育相談の担当者に対する研修の充実を図り、複雑かつ多様化する児童・生徒、青少年問題の相談に対応できるよう努めます。	学校教育課
16	スクールカウンセラー	児童・生徒へのカウンセリング、教職員及び保護者に対する助言・援助を行うことにより、児童・生徒の問題行動等の解決に努めます。 また、生徒の指導体制の充実も図ります。	学校教育課
17	障害教育推進事業の充実	障害のある幼児の就学時及び就学後の発達相談体制を充実し、継続的、多角的指導、支援体制を確立します。	学校教育課

(3) 子育てに関する情報提供の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
18	情報ガイドブック(「子育てのしおり」)	保健・医療・福祉・教育等の各分野で実施している子育て支援に関する事業などの情報を取りまとめたガイドブック「子育てのしおり」を作成しています。 制度改正等による改訂版を随時発行し、子育てに関する最新情報を提供します。	子育て支援課
19	子育てポータルサイト(「子育て応援ナビ」)	ホームページ上に子育て家庭向けのポータルサイト「子育て応援ナビ」を設け、子育て支援にかかる制度・案内等の情報を提供しています。 子育てに関する情報をいつでも、どこでも必要な時に必要な情報を入手できるよう、内容を充実し、情報提供します。	子育て支援課
20	関係機関と連携した情報提供の充実	子育て支援課、教育委員会、保健センター、保健所、子ども家庭センターなどの機関で組織する「要保護児童対策地域協議会」を通じて、子育てに関する法制度や情報を共有し、必要な情報を提供します。	子育て支援課

2. 保育サービスの充実

就労形態や保育ニーズの多様化に対応するため、弾力的できめ細かな保育サービスの提供に努めるとともに、居宅での子育て家庭のニーズにも対応した保育サービスの充実を図ります。

(1) 働く家庭のための保育サービスの充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
21	通常保育事業	保護者の就労、病気等の理由により、家庭で保育することができない児童を、保護者に代わり保育所、認定こども園等において保育を行う事業です。 平成 27 年4月より新制度が施行されますが、待機児童を出さないよう定員枠を確保します。	子育て支援課
22	乳児保育	産休明け(8週)以上1歳未満の乳児を預かる事業です。 待機児童を出さないよう定員枠を確保します。	子育て支援課
23	障害児保育	心身に障害のある児童に対し、集団保育を行うことにより、障害の軽減及び発達の援助を目的として保育を行う事業です。 児童それぞれの個性を尊重し、一人ひとりの障害や能力に応じた保育を行うため、研修等による保育士の資質向上を図り、保育内容の充実を図ります。また、障害児保育の実施先の確保に努めます。	子育て支援課
24	延長保育事業	保護者が仕事等の都合により、通常の保育時間を超えて保育所等で児童を預かって欲しい場合に時間を延長して保育を行う事業です。 保護者の幅広い就労形態を支援するため、必要なサービス量を確保します。	子育て支援課
25	病後児保育事業	保育所に通所している児童で病気の回復期にあることから集団保育できない場合に一時的に保育を行う事業です。 市報やホームページ等を通じ、事業内容の周知を図り、サービスを必要とする子育て家庭の利用促進を図ります。また、医療機関等との連携・調整を図りながら「病児保育事業」の実施について検討します。	子育て支援課
26	休日保育事業	日曜・祝日などに勤務する保護者のために日曜・祝日などにおいて保育を行う事業です。 本市では未実施であることから、市民ニーズを見極めながら実施について検討します。	子育て支援課

(2) 保育内容の充実と人材の育成

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
27	幼稚園・保育所交流事業の推進	幼稚園及び保育所入所児童の交流の促進、職員の合同研修の実施、子育て支援事業の連携実施など幼稚園と保育所の連携を強化し、保育内容・教育内容の充実を図ります。	子育て支援課
28	学校・園・保育所の連携強化	幼稚園、保育所、小中学校間の教職員、子ども、保護者間の交流を図り、さまざまな機会を通して校種間連携を進めます。	学校教育課 子育て支援課
29	幼稚園・保育所の人材育成	保育サービスの多様化、地域における幼稚園・保育所機能の充実に対応できるよう、幼稚園教諭・保育士への研修等の充実を図り、資質の向上に努めます。	子育て支援課

(3) 保育環境の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
30	民間保育園の運営に対する支援	民間保育園への運営支援を継続的に行うことにより、待機児童の解消はじめ、多様な保育サービスの充実を図ります。	子育て支援課
31	保育所施設の整備・充実	民間保育園における施設の増改築や計画的な建替えに対し、整備費補助を行うことにより、保育所施設の整備・充実を図ります。	子育て支援課

(4) 放課後児童健全育成の推進

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
32	放課後児童対策事業（留守家庭児童会）	保護者が昼間、就労等により不在になっているのが常態である児童に対して、適切な遊び場及び生活の場を提供する事業です。 平成 27 年 4 月より民間事業所に運営を委託しますが、延長保育や学習支援プログラムの実施及び支援員の体制強化を図るなど事業内容を充実し、児童の健全育成に努めます。	子育て支援課
33	放課後子供教室	放課後や週末等にすべての子どもを対象に、地域の方々の参画を得て、学習や様々な体験・交流活動、スポーツ・文化活動等の機会を提供する取り組みです。 市内すべての小学校で実施しています。	学校教育課
34	放課後子ども総合プランの推進（放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な運営）	国の放課後子ども総合プランに基づき、放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な実施に努めます。 具体的には、平成 27 年度から放課後児童クラブを教育委員会に所管替えすることにより、一体的な運営を実施できる体制づくりを行い、共通プログラムの企画段階からの連携、小学校の余裕教室等の活用についての検討等を行います。 平成 31 年度の目標事業量を 12 か所とします。	学校教育課

3. 子育て支援のネットワークづくり

地域における子どもの健やかな成長には、保育サービスなどの公的支援の充実とともに、それを補完する地域での助け合い、支え合いといった地域ぐるみの子育て支援が必要です。地域ぐるみの子育て活動を充実させるため、子育てサロンなどの活動を行っている小地域ネットワーク機能が地域で一層発揮できるよう支援していきます。

また、子ども会活動やボランティア活動等を中心に市民の知識や技能などを積極的に活用し、市民一人ひとりの連帯感を育て、子育て意識の回復に努めるとともに、自主的な子育て活動を促進し、各団体の情報の共有化と活動の連携などを図り、子育て支援のネットワークを構築します。

(1) 地域における子育て支援活動の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
35	地域子育て支援拠点事業(センター型)	地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)では、子育て家庭に対する講座の開催や情報の提供、育児相談(電話・来所相談)等を行うとともに、子育てサークルへの支援を行うなど、各種事業を実施しています。 地域における子育て支援の拠点として、事業内容の充実を図ります。	子育て支援課
36	0歳児育児教室	公立保育所及び民営化保育園において、1歳6か月までの子どもとその保護者を対象に、親子遊びの提供や育児不安や悩みの相談に応じています。 事業内容の充実を図り、継続実施します。	子育て支援課
37	遊びの教室	保育所において、1歳6か月から3歳までの子どもとその保護者を対象に、遊びを通じて保護者同士の交流や、育児相談などを実施しています。 事業内容の充実を図り、継続実施します。	子育て支援課
38	のびのび子育て応援	満1歳6か月までの子どものいる世帯で希望する世帯に対し、公立保育所の保育士が訪問、またはハガキ通信を行い、悩みの相談に応じたり、子育てに関する情報を提供しています。 利用者が年々増えており、子育てに対する負担の軽減を図るため、事業を継続実施します。	子育て支援課
39	保育所園庭開放	地域における身近で安全な遊び場を提供するとともに、子ども同士、保護者同士の交流の場として、また子育ての悩みや不安、負担を共有し、気軽に話せる場として、公・民保育所の園庭を開放しています。 地域における子育て支援施設としての機能を果たすため、事業を継続実施します。	子育て支援課

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
40	幼稚園園庭開放	<p>地域における身近で安全な遊び場を提供するとともに、子ども同士、保護者同士の交流の場として、また子育ての悩みや不安、負担を共有し、気軽に話せる場として、公・私幼稚園の園庭を開放しています。</p> <p>地域における教育センターとしての機能を果たすため、事業を継続実施します。</p>	子育て支援課
41	保育所施設開放	<p>毎週土曜日に公立保育所のホールや保育室を開放し、絵本の読み聞かせや遊びを提供しています。</p> <p>地域における子育て支援施設としての機能を果たすため、事業を継続実施します。</p>	子育て支援課
42	保育所行事開放	<p>保育所で実施している行事(焼き芋会、もちつき会、クリスマス会等)に地域の子育て家庭も参加してもらっています。</p> <p>行事を通して在園児との交流を図るとともに、保護者同士の交流の場として、事業を継続実施します。</p>	子育て支援課
43	2歳児親子教室 (未就園児親子体験)	<p>2歳児とその保護者を対象に、いろいろな教育活動を通して社会性が芽生え、徐々に自立ができるよう、また、集団生活に馴染んでいくことを目的として、私立幼稚園で実施しています。</p> <p>教室を通じて保護者同士の交流の輪も広がることから、事業を継続実施します。</p>	子育て支援課

(2)自主的活動のネットワーク化の促進

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
44	子育てネットワーク支援	<p>地域子育て支援センターと連携し、遊びの場の提供や子育ての自主サークル等のネットワーク化を支援し、情報の共有化や交流会などの実施を通じて地域の子育てサークル活動の活性化を支援します。</p>	生涯学習課

(3)小地域ネットワーク機能を生かした子育て支援の推進

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
45	子育てサロン	<p>小地域ネットワーク活動の一環として、地域において子育てで悩んでいる親への支援や、親同士の交流の場を提供し、子育てを支援します。</p> <p>今後も子育てサロンの増設及び活性化を図ります。</p>	社会福祉協議会 障害福祉総務課
46	民間保育園による地域貢献事業 (子育てサロンの支援)	<p>民間保育園が各地区福祉委員会に参画し、各地区(町)で実施している「子育てサロン」に保育士を派遣するなどサロン運営を支援しています。</p> <p>地域における子育て支援の充実を図るため、事業を継続実施します。</p>	子育て支援課

4. 子どもの健全育成

子育てに対する意識は早い時期から培われることが望ましいと考えられることから、地域や学校などの関係機関と連携し、児童・生徒と乳幼児やその保護者とのふれあいを通じ、生命の大切さや人を思いやる心などを学ぶ機会を充実します。

また、市民全体があらゆる場面において、子どもの権利に対する理解を深め人権意識を高めていくとともに、次代を担う子どもの健全な育ちを支える環境づくりを推進します。

(1) 世代間交流の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
47	多世代・異年齢がふれあい・交流できる拠点の充実	幼稚園、小・中学校を子どもの遊び場や地域住民と子どもとの交流の場、子どもと高齢者のふれあいの場など、「総合的な学習の時間」などを活用して、交流の拠点となるよう努めます。	学校教育課 子育て支援課
48	世代間交流事業	世代間交流会などを開催することにより、経験豊富な高齢者が地域の子供達と交流することにより、地域の伝統文化を学び、地域への愛着を育む機会の提供に努めます。 また、保育所においては、高齢者施設を訪問することにより、保育所児と高齢者との世代間交流を継続して実施します。	社会福祉協議会 障害福祉総務課 子育て支援課

(2) 子どもの健全育成に関する啓発活動の推進

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
49	講演等を通じた啓発活動	広報紙などを通じ、青少年の健全育成に対する理解を深める啓発活動を引き続き実施します。	青少年課
50	青少年問題協議会などの活動	青少年問題協議会などの啓発活動を充実し、市民の青少年健全育成に対する理解促進と健全育成にふさわしい環境づくりに取り組みます。	青少年課
51	地域住民の協力による青少年健全育成活動	各学区組織との連携により地域住民による青少年に対する声かけや街頭啓発などを実施し、地域全体で青少年を見守り育成する環境づくりを促進します。	学校教育課 青少年課

(3) 青少年育成事業の推進

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
52	青少年育成事業 ・北部市民交流センター —青少年分館 ・南部市民交流センター —青少年分館 ・青少年センター	青少年や保護者のニーズに合った事業展開と各種活動の充実などに努め、青少年の健全育成の促進を図ります。 各種講座や教室の内容の充実及び実施場所と講師確保に努めます。	青少年課 人権推進課

第2節 妊婦並びに乳幼児等の健康の保持及び増進

1. 子どもや母親の健康の保持

家族で妊娠を喜び、安心して出産を迎えられるように、また、父親も一緒に子育てに参加・参画していけるよう、妊娠時からファミリー教室(妊婦)への参加促進を図るなど教育、相談体制の整備を図ります。

さらに、妊婦並びに乳幼児等の健康の保持及び増進の観点から、保健・医療・福祉及び教育の各分野との連携のもと、従来の母子の健康保持・増進への取り組みに加え、子育て家庭が直接相談できる機会を充実し、疾病の早期発見に努めるとともに、育児不安の軽減、子育て家庭の孤立の防止を図ります。

(1) 安心感のある妊娠・出産への支援

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
53	母子健康手帳の交付	母子の一貫した健康管理と健康保持のため、妊娠から出産、育児の記録となる手帳を交付します。 交付時には妊婦に対して母子保健事業案内や副読本などを配付するなど、妊娠中や子育ての不安の軽減を図るための情報を提供します。	保健センター
54	妊婦一般健康診査の充実	妊婦の健康管理を図り、疾病の予防、早期発見を目的に健康診査を行います。 妊婦が健やかな妊娠・出産ができるよう、引き続き内容の充実や受診率の向上、医療機関と連携し、適切な支援が適時に受けられる体制づくりをします。	保健センター
55	妊産婦訪問指導の充実	妊娠届によりハイリスク妊婦を把握し、早期から支援の必要な妊婦・産婦の把握に努め、妊娠・出産・育児に関して必要な保健指導や相談を行い、安心して妊娠、出産、育児ができるよう支援を行います。 今後は、身体面のみならず“こころの支援”ができる取り組みを推進します。	保健センター
56	助産施設制度	経済的理由等により、入院助産を受けることができない妊産婦を助産施設に入所させることにより、出産家庭の生活の安定と児童福祉の増進を図ります。	子育て支援課
57	禁煙と受動喫煙防止の推進	妊婦・乳幼児期の保護者に対する禁煙と妊婦・乳幼児に対する受動喫煙防止を支援します。	保健センター

(2) 母と子の健康づくり

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
58	新生児訪問	助産師等の訪問により新生児の発育や栄養、生活環境についての適切な指導や相談を行っています。 育児支援や虐待防止のため、事業の広報・啓発活動に努めます。	保健センター
59	乳幼児健康診査の充実	4か月児・乳児前期・乳児後期・1歳6か月児・3歳7か月児を対象とした健康診査の内容の充実に努め、発達確認や健康保持・増進、疾病・虐待の早期発見、親子同士の交流など、育児支援の役割も果たせるよう健康診査の充実と受診率の向上に努めます。 なお、経過観察を必要とする乳幼児には疾病の早期発見に努めるとともに、専門医師や心理相談員による指導の充実や小児発達の専門医の確保に努めます。	保健センター
60	歯科疾患予防事業の充実	虫歯の急増期における幼児及びその保護者を対象に、口腔内診査や保健指導等を行うことにより、歯科疾患の予防に努め、さらなる受診率の向上と健康づくりの意識の啓発に努めます。	保健センター
61	健康診査事後事業（親子教室）	フォローを必要とする子どもとその保護者を対象に教室や発達相談、懇談会などを実施しています。 保健センターや関係機関との連携を図り、遊びや交流を通じて子育てに関して学べる場の充実に努めます。	子育て支援課
62	妊産婦・乳幼児の保健指導、相談	保健師、栄養士が妊産婦に対して疾病の予防や健康増進に関し、適切な指導や相談を行っています。また、乳幼児に対しては、発達、疾病予防、生活習慣、栄養、食事、予防接種、事故予防など電話や面接、家庭訪問や集団教育等、様々な方法で保健指導し、乳幼児の健全育成を図るとともに親の育児不安の解消に努めます。	保健センター
63	ブックスタート事業	絵本を通して楽しいひとときが過ごせるよう、乳児健診（4か月健診）時に絵本の読み聞かせを行い、絵本を配付しています。 今後は、新規のボランティアの養成やそのボランティアへの支援をしていながらボランティアのスキルアップにも努めます。	保健センター

(3) 子育て相談や親子の交流機会の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
64	育児等健康支援事業 乳幼児育成指導事業 (とっとこくらぶ)	遊びと交流を通じて経過観察や育児支援を行っています。 引き続き、内容の充実に努めます。	保健センター

2. 食育の推進

乳幼児期の食事は、「からだをつくる」と同時に知的・精神的発達とも密接に関係することから、正しい栄養や食生活のあり方などについて、乳幼児期から食育についての啓発に努め、調理する、楽しく食べるといった食生活全般にわたる知識の普及・意識向上、学習機会の提供などを行います。また、子どもの朝食欠食の現状への対策として、子どもが望ましい食習慣を実践する力が身につくように、地域と学校、家庭が一体となった学習活動を促進します。

(1) 食生活に対する意識の向上

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
65	母子栄養管理事業 (ファミリー教室)	ファミリー教室参加者や妊婦健康診査受診者に対して、妊娠中の食事や健康管理などについての相談に応じ、出産に対する不安の解消を図ります。	保健センター
66	離乳食講習会の充実	離乳食に関する正しい知識の普及と相談、食生活を中心とした保護者の育児不安の解消、親の仲間づくりの場の提供や食育を通じた交流を目的として実施しています。 赤ちゃん相談など他の事業と連携し、充実を図ります。	保健センター
67	乳幼児期からの食育の推進	「食育推進計画」に基づき、様々な場において食育に関する啓発を行っています。 保育所や幼稚園など関係機関と連携し、乳幼児期から発達段階に合わせた規則正しい生活習慣を育むよう働きかけ、食育を推進します。	保健センター
68	保健・福祉・教育等の連携の推進	「食育推進計画」に基づいたネットワークを活用し、望ましい食習慣等の啓発に努めます。	保健センター 子育て支援課 学校教育課
69	食生活改善推進協議会の活動支援	健康づくりを支援するために食生活改善推進協議会を育成し、活動を支援します。 イベントや乳幼児健診時などを利用し、市民に身近な場で食育推進活動を行っています。	保健センター
70	食育の推進	食生活改善推進協議会とも連携し、食育に関する講座を開催し、心身ともに健康な子どもの育成を支援します。	生涯学習課
71	保育所、幼稚園、学校の食育活動	学校においては、学校食育研究会を立ち上げ、幼稚園、小・中学校の食育担当者が集まり、系統的な食育について研究を進めています。 保育所においては、クッキング保育や菜園活動、幼稚園においては、養護教諭や地域活動栄養士の講師を招聘するなど、食への関心を深めたり、食の安心・安全をめざした活動を行うとともに、関係機関の協力を得ながら食育活動を進めます。	学校教育課 子育て支援課

3. 思春期保健対策の充実

性感染症や人工妊娠中絶など性行動の問題、薬物乱用等の増加や喫煙・飲酒、過剰なダイエットの増加、不登校・引きこもり等の心の問題など、思春期における問題は深刻化しています。

母性、父性について正しく理解し、自他を大切にすることを育むため、性に関する健全な意識、正しい知識の啓発を行うとともに、喫煙や薬物の有害性などについての基礎知識の普及を図り、学校保健と連携して、思春期の心と体の健康づくりを推進します。

(1) 思春期の心とからだの健康づくり

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
72	性情報に対する学習機会の充実	性に関する正しい情報を取捨選別し、必要な情報を得ることができるよう、学校等と連携し、情報提供、学習機会の充実を推進します。	学校教育課
73	飲酒・喫煙・薬物乱用に対する教育の充実	喫煙・飲酒や薬物乱用、危険ドラッグなど心身に害を及ぼす行為の防止に関する教育の充実を図ります。また、警察署や少年サポートセンターと連携し、薬物乱用防止教室を市内全小・中学校で実施します。	学校教育課
74	学校保健の充実(健康診断等の実施)	適切な健康診断の実施及び健康相談、事後措置、健康情報を踏まえ、子ども一人ひとりに応じた健康指導を充実し、病気の予防や早期発見、小児生活習慣病への対応等指導を行います。 健診業務については、継続的な管理により疾病の予防や早期発見が可能となるため、継続して実施します。	学校教育課

4. 小児医療の充実

親子がいつでも安心して適切な医療サービスが受けられるよう、市内の医療機関において周産期から小児期全般にわたる医療水準を充実するとともに、救急医療に関する情報提供や啓発、保護者の医療費負担の軽減を図ります。

(1) 小児医療体制の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
75	小児救急医療体制の充実	泉州初期急病センターにおいて、夜間や休日における小児救急医療体制の充実を図ります。	保健センター

第3節 子どもの成長に資する教育環境の整備

1. 次代の親の育成

すでに親となった世代に対しては、子どもの発達過程に応じ適切な子育てができるよう家庭教育を推進します。一方、次代の親となる若い世代に対しては、子どもを産み、育てることの意義と喜びを理解し、親となることの大切さを学習できる機会を充実します。

(1) 生命の大切さや家庭について学ぶ学習機会の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
76	性教育・家庭科教育の充実	思春期の児童・生徒が妊娠・出産・育児・家事など子育てに関する知識や子どもを生き育てることの意義、親になることの大切さを学ぶための性教育・家庭科教育を充実します。	学校教育課

(2) 親子のきずなを深める学習機会の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
77	講演会や学習会の開催	望ましい家庭環境や子どもへの接し方、親育ちの大切さについて理解を深めるための講演会や学習会などを充実するとともに、親子のふれあいを重視した取り組みを進めます。	生涯学習課
78	家庭教育学級の充実	家庭教育は、すべての教育の出発点であるという観点のもと、小学校期の家庭教育に関する学習機会の提供と、交流などができる教室・講座の充実を図ります。	生涯学習課

2. 子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備

子ども自身が主体的・自律的に考え行動する力―「生きる力」を養うとともに、地域の大人や子どもそれぞれが豊かな情操を育み、人間性豊かな人格の形成を図るための学校教育の充実を図ります。

また、学校教育では、基礎学力の向上を図るとともに、総合的な学習の時間などを活用した多様な体験活動を積極的に取り入れ、児童・生徒一人ひとりの個性や創造性を伸ばす教育を推進します。

(1)主体的に生きる力を育む学校・園教育の推進

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
79	教育相談事業	児童・生徒本人の直接の悩みや不安、保護者の子育て不安等の解消に向け、退職校長や臨床心理士による相談やカウンセリングの充実に努めます。	学校教育課
80	不登校対策事業	「さわやかルーム」、「シャイン」の2つの教育支援センターと学校が密接に連携し、センターでは不登校状態の子どもや家庭のケア、学校では不登校の未然防止に取り組みます。 子ども達の現状分析やアセスメントを行うなど、効果的な不登校対策を展開します。	学校教育課
81	生徒指導の充実	児童・生徒一人ひとりの人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるよう学校一体となった指導・支援体制を整備・充実します。 また、不登校への支援や登下校時の安全対策に努めます。	学校教育課
82	幼児教育の推進	幼稚園の教育内容を充実するとともに、園庭開放などの事業を実施することにより、地域の子育て家庭を支援するなど、地域における教育センターとしての機能を強化し、地域に開かれた幼稚園づくりを推進します。	子育て支援課
83	学力向上の推進	児童・生徒が学校生活や学習を円滑に進め、基礎学力の着実な定着が図られるよう指導内容の充実や研究授業等に努めます。 また、「泉佐野教育文化運動」を展開し、授業・保育づくり研究グループや人間関係づくり研究グループを立ち上げ、全市的な取り組みを進めています。	学校教育課
84	児童・生徒の個性に応じた進路指導の充実	児童生徒のもつ能力や適性など一人ひとりの良さを踏まえた進路指導を推進し、各自が進路選択できるよう支援します。 具体的には、入試制度の情報提供を随時行い、また、中学校においては市教委主催の奨学金説明会を実施し、生徒が進路を幅広く選択できるよう支援します。	学校教育課
85	交流教育の推進	インクルーシブ教育システムの構築に向けて、「ともに学び、ともに育つ」教育理念のもと、支援教育の充実を進めます。 市内小・中学校では、ユニバーサルデザインの授業を推進し、また、すべての学校で支援学級との交流会を実施します。	学校教育課
86	在日外国人及び帰国者の児童・生徒に対する指導の充実	在日外国人や帰国者の子ども等の学校生活や就学・進路選択のため、日本語指導担当教員を配置し、日本語指導の必要な児童・生徒に指導を行うとともに、通訳介助員を配置し、学校生活や授業での支援を行います。	学校教育課

(2) さまざまな体験活動の推進

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
87	ボランティア体験学習会の充実	ボランティア体験を通じて、ボランティア活動に関心をもち、将来の活動に参加できるよう、講座内容の充実を図るとともに、新規の登録ボランティア確保に努めます。	社会福祉協議会 障害福祉総務課
88	環境教育の推進	環境保全意識の向上をめざして、学校や地域などの場において学習できるように支援します。	学校教育課

(3) 自然や文化に親しむ機会の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
89	ジュニアリーダー養成事業	青少年のよき理解者、よき指導者、さらには将来のよき社会人を育成するため、泉佐野市ジュニアリーダーの養成及び活動の促進を図ります。	青少年課
90	稲倉青少年野外活動センター運営事業	野外活動を通じ自己表現を図り、社会の一員として責任、役割を自覚し、幅広い視野や協調性・創造性を身につけ自立することを目的とした体験事業を開催し、青少年の健全育成を図ります。	青少年課

(4) 国内外との交流活動の推進

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
91	国際理解教育の推進	外国の人々とのふれあい・交流を通じて、外国の文化、習慣への理解を深めるとともに、自国の良さや文化を世界に発信するための表現力を養う教育を進めます。	学校教育課

3. 家庭や地域の教育力の向上

家庭は、子どもの最も身近な社会生活の場であるとともに、すべての学習の出発点です。家庭での学習が、その後の子どもの心身の成長発達に大きな影響を及ぼすといっても過言ではありません。今後、家庭においては、子どもの発達過程に応じ適切な子育てができるよう家庭教育に関する情報提供や相談、学習機会を充実し、家庭の子育て力の向上を図ります。

また、子どもは「遊び」を通して、同年齢・異年齢とふれあい交流し合いながら自立し、社会性・協調性を身につけ豊かな人間性を育みます。最近では、テレビゲームやインターネットなどの普及で、一昔前と比較すると、遊びの形態、場所などが変化し、少子化もあいまって、大人や子ども同士がふれあい、交流し合う機会は少なくなっているのが現状です。また、近隣関係の希薄化から近所で子どもを見守る機能も薄れ、地域の教育力も低下しつつあります。

今後は、地域の大人と子どもが協働して実施する交流活動や、地域の見守りのなかで子どもが社会性や協調性を育める環境づくりを促進し、地域の教育力の回復を図ります。

(1) 家庭教育の機会の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
92	家庭教育に関する学習機会の提供	子育て中の親に対し、家庭教育に関する情報や学習機会の提供を充実します。 また、子育てセミナーなどを開催し、幼児期における家庭教育について学ぶ機会を提供するとともに、家庭教育の重要性に関する啓発に努めます。	生涯学習課

(2) 地域における大人と子どもが協働した活動の機会の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
93	子どもと大人が協働して学び合う体験活動の推進	地域の特性や特色を生かした活動を子どもと大人が協働して企画・運営する体験・交流活動や福祉や環境など現代的課題を取り入れた学習内容など、地域での体験的学習や活動の促進に努めます。	生涯学習課
94	スポーツを通じた世代間交流の促進	市民総合体育館の予約の入っていない時間帯を活用して、共用利用として開放し、子どもから高齢者がスポーツを通じて交流できる機会を提供することで世代間交流を促進します。	スポーツ推進課

4. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

次代を担う子どもが心豊かでたくましく健やかに成長できるよう、地域社会全体で子どもを温かく見守り、地域の教育機能を高めていく必要があります。

このため、家庭や学校での教育だけでなく、市民一人ひとりが子どもの健全育成に理解を深め、家庭、学校、地域が連携し、子どもの健全育成に有害な影響を与える環境をなくすための取り組みを推進します。

(1) 子どもにふさわしい環境整備のための活動

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
95	社会環境の点検活動の推進	深夜飲食店、カラオケボックス等の遊興施設、非行少年のたまり場など、社会環境の悪化につながる場所の実態を把握し、有害な環境から子どもを守ることに努めます。 また、市内を随時パトロールし、有害看板の撤去等に努めます。	環境衛生課 青少年課 学校教育課
96	青少年対策事業の推進	暴走族追放・少年非行防止街頭啓発、秋祭りパトロールを実施し、青少年の健全育成を促進します。	青少年課 学校教育課

第4節 子育てを支援する生活環境の整備

1. 良質な住宅の確保

子育て家庭がそれぞれのライフスタイルや家族構成などに応じた多様な住宅の選択を可能にするための支援を推進します。

(1) 市営住宅の整備・充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
97	市営住宅の整備・充実	耐震性の低い老朽化した市営住宅を計画的に建て替え、住宅困窮者のニーズに応えることのできる市営住宅の供給を促進します。	建築住宅課

2. 良好な居住環境の確保

子どもの成長の妨げとなるような住環境の改善を急ぐとともに、子育て家庭にとって快適で安心して暮らせる住宅の整備に努めます。

また、子どもが「遊び」を通じて創造性や社会性、協調性を身につけ、豊かな人間関係の基礎を築くことができるよう、安全にのびのびと遊ぶことができる環境の整備を推進します。

(1) 快適で安全な住環境づくり

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
98	快適な住環境づくりの促進	建築物の耐震化を推進し、道路・公園等の整備を総合的に行うことで、良好な住宅の誘導や供給、土地取引等の適正な指導に努め、快適な居住環境を促進します。 また、子どもが地域で安全で安心して遊び、地域住民がくつろげる場を確保する等、まち全体の住環境の充実を図ります。	都市計画課
99	居住者の健康を脅かす新たな問題への対応	大阪府等の関係機関と連携を図り、住宅が及ぼす健康被害についての情報提供に努めます。	都市計画課

3. 安心して外出できる環境の整備

子どもを安心して生み育てるために、地域が子どもや子育て家庭にとって配慮されたやさしい環境であることが必要であり、子どもや子ども連れでも安全に外出したり利用しやすい施設・設備の整備・充実に引き続き努めます。

(1) 福祉のまちづくりの総合的な推進

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
100	大阪府福祉のまちづくり条例や法律の周知・指導	大阪府福祉のまちづくり条例において保育所その他に類するものは、基準適合義務の対象であり、建築確認申請において大阪府が審査することになっており、市として開発指導要綱等で積極的に周知、助言を図ります。	都市計画課
101	「赤ちゃんの駅」事業	「赤ちゃんの駅」は、乳幼児を連れた保護者が、外出先で授乳やおむつ替えのために利用していただける施設で、市役所などの公共施設をはじめ、幼稚園や保育所、ショッピングセンターや銀行などの施設にも設置しています。 乳幼児を連れて安心して外出できるよう、設置施設の拡充に努めます。	子育て支援課

(2) 安全な通園・通学路の確保

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
102	通園・通学路の安全確保の推進	子どもや車いすに配慮したバリアフリー化(通学路等の歩道整備や転落防止柵の設置等)や街路灯設備の充実など、通園・通学路の安全確保を推進します。	道路公園課

4. 安全・安心なまちづくりの推進

住み慣れた地域において子どもの安全を確保する観点から、交通事故や犯罪、災害などの被害に巻き込まれないよう地域の安全な環境づくりについて、関係機関・団体と連携した取り組みを推進します。

(1) 防犯・防災のための環境づくりの促進

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
103	防犯灯助成事業の推進	町会・自治会が維持管理する防犯灯の設置費用(LED灯のみ)及び電気代を助成することにより、防犯灯の整備を推進し、地域の安全な環境づくりを推進します	市民協働課
104	学校・幼稚園・保育所の安全確保を図る取り組みの推進	小学校においては、校門受付員を配置し、来訪者の確認を行うなど、児童が安心して学べる環境づくりを推進します。 幼稚園、保育所においては、門の施錠及びインターホンにより来訪者を確認するなど安全確保を図ります。	学校教育課 子育て支援課
105	防災教育の推進	保育所、幼稚園、小・中学校において、消防訓練や施設見学を実施し、通報、消火、避難訓練等の防災教育を推進します。	学校教育課 子育て支援課

5. 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもをはじめ市民一人ひとりの交通安全意識を高めるため、年齢に応じた体系的な交通安全教育、交通安全行事の推進、地域の交通安全活動を推進します。

(1) 交通安全教育の推進

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
106	交通安全教育事業の推進	幼稚園や保育園、小・中学校において、教育委員会や泉佐野警察署の協力のもと、児童に対し交通安全教育を実施します。子どもが正しい交通ルールを学び、交通事故の防止につながるよう啓発活動を引き続き推進します。また、交通安全講習会等においてシートベルト・チャイルドシートの正しい着用・使用方法の説明、春と秋の交通安全運動期間中には市内商業施設において啓発キャンペーンを実施します。	道路公園課

6. 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

昨今の子どもを巻き込んだ犯罪の増加を踏まえ、子どもが犯罪に巻き込まれない安全で暮らしやすいまちづくりを推進するため、家庭、地域、学校、関係団体が連携し、地域安全活動の強化、犯罪を誘発するような社会環境の浄化、青少年非行の防止、自主防犯思想の啓発・普及など地域の安全を確保する活動を推進します。

(1) 防犯体制の強化

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
107	防犯対策事業の推進	コミュニティ組織による地域安全活動の充実や防災活動の促進を図ります。 (事務局＝泉佐野警察署生活安全課)	学校教育課

7. 被害に遭った子どもの保護の推進

虐待や人権侵害に遭っている、あるいはその恐れのある子どもに対しては、権利侵害を未然に防ぎ、権利侵害を受ける環境から直ちに子どもを保護できる体制を関係機関との連携のもと推進します。

また、思春期は両親から精神的に離れ、自己像を模索し確立する時期であり、心身が急激に成長し、その変化に戸惑い、思い悩む時期です。そのような思春期の児童・生徒が抱えている不安や悩みに、同じ目線で親身になって耳を傾け、不安感を少しでも和らげるための相談・支援体制の充実を図り、いじめや虐待などの被害を受けている児童・生徒を早期に把握し、適切な保護に努めます。

(1) 要保護児童に対する支援の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
108	関係機関と連携した被害児童・生徒への支援	要保護児童対策地域協議会において、関係機関との連携を図り、様々な理由により保護を必要としたり、養育が困難な子どもの人権を保護するため、乳児院・児童養護施設・児童福祉施設等への入所措置や里親などによる健全な養育を支援します。	子育て支援課

(2) 子どもの心身の悩みなどを受け止める相談機能の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
109	教育支援事業の充実	教育支援センターのスタッフやメンタルフレンドが児童・生徒の活動を支援し、体験活動を効果的に取り入れるなど、様々な経験を積めるような事業を展開します。 また、個別に支援が必要な児童に対しても、居場所をつくり、適切な支援を行います。	学校教育課

第5節 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

1. 多様な生き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し

男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりや、ゆとりある家庭生活の実現を図るため、企業等に対してフレックスタイム制、在宅勤務等の勤務形態の弾力化など、多様な働き方について普及・啓発に努めます。

(1) 労働時間の短縮と勤務の弾力化の促進

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
110	労働時間短縮への働きかけ	市内の事業所を対象に、労働時間の短縮を促進するため、国・府の普及パンフレットや資料の配布などにより週40時間労働制に関する啓発・広報活動に努めます。	まちの活性課
111	フレックスタイムや在宅就労等の勤務形態の多様化への働きかけ	市内の事業所を対象に、家庭と仕事の両立を図るため、フレックスタイム制や子育て期における短縮時間勤務、在宅就労など多様な勤務形態導入への働きかけに努めます。	まちの活性課

2. 仕事と子育ての両立の推進

男女が仕事と子育てを両立させながら、継続して就労ができるよう、企業に対し各種法制度の普及・啓発を引き続き行うとともに、子育てに対し理解と協力が得られる職場環境づくりへの働きかけに努めます。

(1) 育児休業制度等の諸制度の普及・啓発

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
112	育児休業制度・介護休暇制度などの普及・啓発	市内の事業所を対象に、育児休業や介護休暇などを取得しやすい環境づくりのため、パンフレットの配布やポスターの掲示、研修会などを通じ、各制度の普及・定着に努めます。	まちの活性課
113	再雇用制度導入の働きかけ	育児休業制度や介護休暇制度など各種制度の定着と利用しやすい環境づくりとともに、再雇用制度の導入の働きかけのための啓発・広報活動に努めます。	まちの活性課

(2) 家庭と子育てを両立しやすい職場環境づくり

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
114	地域就労支援事業	就労支援センターにコーディネーターを配置し、就職困難者の相談に対応しています。 また、バウチャー(資格取得支援)事業の実施、合同就職面接会を開催するなど就労に向けての取り組みを行います。	まちの活性課

(3) 男女共同参画への意識づくり

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
115	学校・園における男女平等教育の推進	学校・園における男女平等教育の推進を図るため、教職員等への研修などの啓発活動を行います。	学校教育課 人権推進課 子育て支援課
116	男女共同参画社会を目指す学習の実施	男女共同参画社会を目指すための学習機会の充実に努めます。	全課
117	性別による固定的な役割分担意識の解消	男女がともに仕事と家庭責任を両立しながら、自分らしい生き方を選択できる社会の創出をめざして、性別による固定的な役割分担意識の解消のための啓発及び事業を推進します。	人権推進課

(4) 男性の家庭生活への参加促進

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
118	男性向け家庭生活講座等の開催	男女共同参画意識の普及・啓発の推進とともに、男性の家事や子育てなど家庭生活への参加を促進するため、男性向けの料理教室や育児教室など家事や子育てに関する知識・技能が身につけられる学習機会の充実に努めます。	人権推進課
119	男性の育児休業・介護休暇取得に向けた事業主への働きかけ	市内の事業所を対象に、子育ての社会的役割の重要性や家庭における男女共同責任の認識を浸透させるための学習機会の充実にともに、育児休業や介護休暇など諸制度の男性の利用促進について啓発に努めます。	まちの活性課

3. 子育てにかかる経済的負担の軽減

教育費・医療費の増大や保育サービスにかかる保護者負担増など、家計に占める子育て費用が重くのしかかり、それに負担を感じている家庭は少なくありません。

今後は、こども医療費や教育費等の負担の軽減、児童手当等諸制度の普及促進など、子育て家庭の経済的負担の軽減に努めるとともに、保育や教育、医療等にかかる経費の助成制度の充実を図ります。

(1) 医療費等の助成の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
120	こども医療費助成事業	医療費の助成を行うことにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを行います。 制度の普及・啓発と通院分の制度拡充に努めます。	子育て支援課
121	ひとり親家庭医療費助成事業	医療費の助成を行うことにより、ひとり親家庭の保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを行います。 制度の普及・啓発と内容の充実に努めます。	子育て支援課
122	障害者医療費助成事業	障害児の医療費を助成することで、その保護者の経済的負担の軽減を図り、安心して子育てできる環境づくりを行います。 制度の普及・啓発と内容の充実に努めます。	障害福祉総務課

(2) 社会保障制度の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
123	児童手当支給事業	子育て家庭における生活の安定と児童の健全な育成を図るため、児童を養育する人に手当を支給する事業です。 国・府に対し、制度の充実を働きかけ、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	子育て支援課
124	児童扶養手当支給事業	父母の離婚などにより、父親(母親)と生活をともにしていない児童を監護・養護している母(父)又は養育者に手当を支給する事業です。 国・府に対し、制度の充実を働きかけ、母子・父子家庭等の生活の安定と自立を促進します。	子育て支援課
125	特別児童扶養手当支給事業	重度又は中度の障害がある20歳未満の児童を養育している父母、あるいは父母に代わってその児童を養育している人に対して手当を支給する事業です。 国・府に対し、制度の充実を働きかけ、障害のある児童を養育している世帯の生活の安定を促進します。	障害福祉総務課

(3) 就園・就学援助

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
126	幼稚園の就園奨励	入園料及び保育料の納付が経済的に大きな負担となる人を対象として、一定の所得以下の人に対して保育料等の減免補助を行います。 引き続き、広報・普及に努めます。	子育て支援課
127	私立幼稚園在籍園児保護者補助	公立幼稚園と私立幼稚園の保育料等の格差の是正を図るため、私立幼稚園に在籍する保護者に対し、継続して補助を行います。	子育て支援課
128	小・中学校の就学援助	経済的な理由で、公立小・中学校の就学が困難な家庭に、学用品費・通学用品費・学校給食費など学習に必要な費用の一部を援助します。	学校教育課

第6節 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

1. 児童虐待防止対策の充実

すべての子どもは、性別や家族状況、出身地など置かれた環境によって、その人権が侵害されることなく、それぞれの個性が尊重され健やかに生きていくことが保障されています。子どもの人権が尊重される環境づくりをめざすためにも、児童虐待をはじめ子どもの人権を侵害する行為はなくしていかなければなりません。

今後も関係機関が連携し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を図る総合的、組織的な対応を講じ、子どもに対する虐待のないまちづくりを推進します。

(1) 児童虐待防止ネットワークの推進

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
129	要保護児童対策地域協議会の充実	障害児及びその家族を取り巻くさまざまな問題について、関係機関の連携を強化し、周産期から学齢期まで一貫性のある支援による問題の早期発見、早期対応に努めます。 また、要保護児童対策地域協議会のマニュアルを整備するとともに、専門部会として現行の「児童虐待防止部会」、「障害児支援部会」に加えて、「周産期支援部会」を新たに設置し、組織の充実を図ります。	子育て支援課

(2) 虐待のないまちづくりの推進

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
130	虐待の早期発見・早期対応に向けた予防啓発の推進	地域・学校・子ども家庭サポーター及び保健・医療・福祉等の関係機関が連携を図り、虐待を発見した場合の通報義務や児童虐待防止の啓発のための講演会を実施するなど、虐待の早期発見・早期対応につなげます。	子育て支援課
131	子ども家庭サポーター（子ども虐待防止アドバイザー）との連携	子ども家庭サポーターへの活動支援を行うとともに、連絡会議を定期的開催します。 また、要保護児童対策地域協議会の「周産期支援部会」に参画してもらうことにより、一層の連携を図ります。	子育て支援課
132	養育支援訪問事業	養育支援の必要性のある家庭に対し、専門的知識及び経験を有する者が訪問し、育児支援に関する相談、指導、助言等を行います。 周産期から課題のあるケースをできる限り早く察知し、事業につなげていきます。	子育て支援課

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
133	こんにちは赤ちゃん事業	乳児がいる家庭に対し、保健、医療、福祉等の関係機関が連携を図りながら訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援の情報を提供することにより適切なサービスの利用につなげます。 (事業の案内及び「新生児連絡票」は子育て支援課が窓口)	保健センター
134	教職員・保育士等に対する研修の充実	保育所、幼稚園、学校などにおいても、虐待の早期発見に結びつくよう教職員・保育士等に対する研修の充実を図ります。	学校教育課 子育て支援課

2. ひとり親家庭の自立支援の推進

最近、離婚等が原因による、ひとり親家庭が増加しています。ひとり親家庭は、日常生活全般にわたる対応を一人でしていかなければならないため、精神的負担や経済面で負担を感じている人が多くなっています。ひとり親家庭の個別のニーズに応え、ひとり親家庭が経済的基盤を確立するための支援やきめ細かな福祉サービスの展開を図っていきます。

(1) 生活自立支援の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
135	母子自立支援員による相談支援体制の充実	母子家庭の様々な悩みや相談に応じるため、母子自立支援員を配置しています。 相談内容も複雑多岐にわたるため、相談員の資質の向上を図ります。また、母子家庭の自立支援に向け、広報により活用の促進を図ります。	子育て支援課
136	母子生活支援施設入所委託事業の活用	母子家庭等において、様々な事情のため子どもの養育が十分できない状況にあり、保護の実施を希望した場合に、母子生活支援施設に子どもと一緒に入所し、生活の安定と自立を図ることを目的に実施しています。 必要とされる方に、事業の活用を推進します。	子育て支援課
137	母子寡婦福祉会の活動支援	会員の高齢化及び新規入会者が減少している中、母子自立支援員との連携を図り、会員の増及び会の活動の活性化を図ります。	子育て支援課

(2) 就労支援の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
138	母子家庭自立支援教育訓練給付金及び父子家庭自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父の就職のための講座で、市の指定する講座を受講した場合に、講座終了後に受講料の一部を支給する事業です。 事業を継続実施し、母子家庭の母又は父子家庭の父の就労を支援します。	子育て支援課
139	母子家庭高等職業訓練促進給付金等及び父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業	母子家庭の母又は父子家庭の父が経済的自立に効果的な資格を取得するために養成機関等で修学する場合で、就業と修学の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のために給付を行う事業です。 事業を継続実施し、母子家庭の母又は父子家庭の父の就労を支援します。	子育て支援課

3. 障害児施策の充実

障害のある児童が必要な時期に必要な療育を受けられるよう、早期発見・早期療育体制を整備していくことが重要です。また、障害のある児童生徒が、合理的配慮を含む必要な支援のもと、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障害のない児童生徒とともに受けることのできるインクルーシブ教育システムの構築に向けて、「ともに学び、ともに育つ」教育理念のもと、支援教育の充実を進めます。

障害児一人ひとりが、成長後も社会の一員として、主体性を発揮し、生きがいのある生活を送れるよう、それぞれの障害の状況に応じた適切な療育及び教育を充実し、社会全体で障害児に対する健やかな育成に取り組みます。

(1) 自立支援の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
140	自立支援給付事業(障害児対象分)の推進	地域において自立した生活を送ることができるよう、訪問系サービス(居宅介護・行動援護・重度障害者等包括支援)、短期入所サービスを推進します。	障害福祉総務課
141	社会参加に向けた支援体制の充実	障害児が積極的に外出や地域交流ができるよう、障害のある児童の外出、地域との交流、スポーツ大会等、社会参加促進のための事業の充実に努めます。	障害福祉総務課
142	自立支援協議会を中心とした地域生活の支援	相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりの協議の場として設置した自立支援協議会のもと関係機関のネットワークを構築し、障害児の地域生活を支援します。	障害福祉総務課

(2) 療育・教育体制の充実

No.	施策・事業名	施策・事業の概要・今後の方向	担当課
143	児童発達支援事業	障害のある就学前児童を対象にした児童福祉法に基づく通所施設です。 身近な地域で必要な訓練等を受けられるよう、大阪府と連携し、サービス量を確保するとともに療育内容の充実を図ります。	子育て支援課
144	放課後等デイサービス事業	障害のある学校通学中の児童が放課後や長期休暇中に通う療育機能・居場所機能を備えた児童福祉法に基づく通所施設です。 身近な地域で必要な訓練等を受けられるよう、大阪府と連携し、サービス量を確保するとともに療育内容の充実を図ります。	子育て支援課
145	児童発達支援センター	地域の中核的な療育支援施設としての役割を担う「児童発達支援センター」について、関係機関との連携・調整を図りながら、そのあり方を検討の上、設置します。	子育て支援課
146	小学校介助事業 中学校介助事業	介助が必要な児童生徒の安全確保、自立支援、気持ちの安定を図るための介助員を配置しています。また、医療ケアや手話通訳者を配置し、支援教育の充実に努めます。	学校教育課
147	幼稚園介助事業	配慮を必要とする児童の安全確保、自立支援、気持ちの安定を図るための介助員を配置しています。 児童それぞれの個性を尊重し、一人ひとりの障害や能力に応じた支援教育に努めます。	子育て支援課
148	障害児者ふれあい交流会	地域のボランティアと関係機関が連携し、交流会(ふれあいクリスマス会等)を実施することにより、ノーマライゼーションの実現をめざします。	社会福祉協議会
149	放課後・長期休暇等の日中活動の場の確保	障害のある子どもの放課後や夏休み等の長期休暇における日中活動の場の確保を図ります。	青少年課 人権推進課

第5章 事業の実施計画

第1節 今後5年間の「量の見込み」及び確保方策

本計画において、国から求められている次に掲げる事業については、「量の見込み」を設定し、本計画の目標年度である平成31年度までに確保に向けて取り組みます。

【必須記載項目】

1. 教育・保育提供区域の設定に関する事項

国の考え方

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

泉佐野市の考え方

泉佐野市では市域全体を「1区域」と考え、教育・保育提供区域とします。

2. 各年度における教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容、その実施時期に関する事項

(1) 各年度における教育・保育の量の見込み

国の考え方

- ・当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、保育ママ、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定。
- ・認定の区分(※)に加え、0歳、1-2歳、3-5歳の3区分で設定する。
 ※待機児童の中心である0-2歳の子どもの保育利用率について、国が目標値設定の考え方を提示し、各市町村が計画期間内における目標値を設定。
 ※量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合には、その積算根拠などについて透明性の確保が必要。(地方版子ども・子育て会議等における議論など)

■認定区分と提供施設

	認定区分	提供施設
1号	3-5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3-5歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園
3号	0-2歳、保育の必要性あり	保育所、認定こども園、地域型保育事業

■教育・保育の量の見込み

	平成26年度 (見込)	平成27年度 (見込み)	平成28年度 (見込み)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)
保育所利用者(人)	2,365	2,386	2,386	2,386	2,386	2,386
幼稚園利用者(人) (従来型の幼稚園を含む)	910	950	940	935	920	917
合計(人)	3,275	3,336	3,326	3,321	3,306	3,303

(2)実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

国の考え方

○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設(※1)及び地域型保育事業(※2)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定。

・教育・保育施設(※1)、地域型保育事業(※2)の別に設定。

※保護者の就労状況やその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れるための体制確保、地域の教育・保育施設の活用等も勘案し、現在の幼児期の学校教育・保育の利用状況や利用希望を十分に踏まえた上で設定。

泉佐野市の提供体制、確保策の考え方

○「教育」の提供体制については、従来型の幼稚園及び認定こども園(幼稚園・保育所から移行)により、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。

「保育」の提供体制については、現在、市内にある保育所及び認定こども園(27年度より保育所から移行)により、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。

■教育・保育:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度			平成28年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
	(3-5歳教育のみ)	(3-5歳保育の必要性あり)	(0-2歳保育の必要性あり)	(3-5歳教育のみ)	(3-5歳保育の必要性あり)	(0-2歳保育の必要性あり)	
①量の見込 (必要利用定員総数)(人)	950	1,530	856	940	1,530	856	
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育園(教育・保育施設)(人)	405	1,538	856	405	1,538	856
	(確認を受けない幼稚園)	660			660		
	地域型保育事業(人)						
②-①(人)	115	8	0	125	8	0	

	平成29年度			平成30年度			
	1号	2号	3号	1号	2号	3号	
	(3-5歳教育のみ)	(3-5歳保育の必要性あり)	(0-2歳保育の必要性あり)	(3-5歳教育のみ)	(3-5歳保育の必要性あり)	(0-2歳保育の必要性あり)	
①量の見込(必要利用定員総数)(人)	935	1,530	856	920	1,530	856	
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育園(教育・保育施設)(人)	405	1,538	856	405	1,538	856
	(確認を受けない幼稚園)	660			660		
	地域型保育事業(人)						
②-①(人)	130	8	0	145	8	0	

	平成31年度			
	1号	2号	3号	
	(3-5歳教育のみ)	(3-5歳保育の必要性あり)	(0-2歳保育の必要性あり)	
①量の見込(必要利用定員総数)	917	1,530	856	
②確保の内容	認定こども園、幼稚園、保育園(教育・保育施設)(人)	405	1,538	856
	(確認を受けない幼稚園)	660		
	地域型保育事業(人)			
②-①(人)	148	8	0	

※1号の量の見込みには従来の幼稚園を含む
 ※(確認を受けない幼稚園)とは従来型の幼稚園

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期に関する事項

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

国の考え方

○各年度における教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成しようとするときにおける当該市町村に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業に概要する事業の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。

【地域子ども・子育て支援事業】

■ 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

	単位	平成	平成	平成	平成	平成	平成
		26年度 (見込み)	27年度 (見込み)	28年度 (見込み)	29年度 (見込み)	30年度 (見込み)	31年度 (見込み)
時間外保育事業(延長保育)	人	821	1,533	1,495	1,465	1,410	1,380
放課後児童健全育成事業	低学年	855	751	751	785	785	785
	高学年		124	124	130	130	130
一時預かり事業 (幼稚園における在園児を対象とした預かり保育))	人日	7,280	10,280	9,888	9,803	9,399	9,297
地域子育て支援拠点事業	人回	2か所	6,933	6,859	6,642	6,423	6,212
一時預かり事業	幼稚園の預かり事業以外	人日	2,191	2,191	2,191	2,191	2,191
	一時預かり (ファミサポの病児・緊急 対応強化事業を除く)	人日	1,070	1,080	1,090	1,100	1,111
病児・病後児保育事業	人日	73	80	80	80	80	80
ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)	人日	1,070	1,080	1,090	1,100	1,111	1,122
妊婦健康診査事業	人	9,226	8,986	8,698	8,376	8,099	7,872
乳児家庭全戸訪問事業	人	779	759	735	708	685	666
養育支援訪問事業	人	16	18	20	22	24	27
利用者支援	か所	0	1	1	1	1	1

(2)実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

国の考え方

- 市町村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策))を設定。
- 放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、児童館や放課後子ども教室等との連携に努める。

①時間外保育事業

泉佐野市の提供体制、確保策の考え方

○時間外保育事業については、現行の延長保育事業を市内保育所(園)のすべてで実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。

■時間外保育事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(人)	1,533	1,495	1,465	1,410	1,380
②確保の内容(人)	1,533	1,495	1,465	1,410	1,380
②-①(人)	0	0	0	0	0

②放課後児童健全育成事業

泉佐野市の提供体制、確保策の考え方

○放課後児童健全育成事業については、平成27年4月より、直営から民間業務委託するとともに、延長保育の充実により「小1の壁」の解消を図り、支援員の増員や学習支援プログラムを実施するなど運営面でも工夫を図っていきます。また、今後の量の見込みに対する提供体制は、平成29年度の校区編成も踏まえ、高学年への提供体制について検討します。

■放課後児童健全育成事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	低学年(人)	751	751	785	785	785
	高学年(人)	124	124	130	130	130
	合計(人)	875	875	915	915	915
②確保の内容	登録児童数(人)	875	875	915	915	915
	施設数(か所)	24	24	24	24	24
②-①(人)		0	0	0	0	0

③一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))

泉佐野市の提供体制、確保策の考え方

○一時預かり事業(預かり保育)については、幼稚園において事業を実施しておりますが、潜在ニーズが高く、今後の量の見込みに対する提供体制は確保できる状況です。

■一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり):「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	1号認定による利用(人日)	25	24	24	23	23
	2号認定による利用(人日)	10,255	9,864	9,779	9,376	9,274
②確保の内容	一時預かり事業(在園児対象型)(人日)	10,280	10,280	10,280	10,280	10,280
②-①(人日)		0	392	477	881	983

④地域子育て支援拠点事業

泉佐野市の提供体制、確保策の考え方

○地域子育て支援拠点事業については、現在、2か所で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。

■地域子育て支援拠点事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(人回)	6,933	6,859	6,642	6,423	6,212
②確保の内容(か所)	2	2	2	2	2

⑤一時預かり事業

泉佐野市の提供体制、確保策の考え方

○一時預かり事業については、現在、民間保育園で実施している一時預かり事業（一時保育）や、NPO法人に事業委託しているファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）により、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。

■一時預かり事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(人日)		2,737	2,671	2,616	2,519	2,464
②確保の内容(人日)	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)(人日)	2,191	2,191	2,191	2,191	2,191
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)(人日)	1,080	1,090	1,100	1,111	1,122
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)(人日)	0	0	0	0	0
②-①(人日)		534	610	675	783	849

⑥病児・病後児保育事業

泉佐野市の提供体制、確保策の考え方

○病児・病後児保育事業については、現在、民間保育園1か所で病後児保育事業を実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は一定確保できている状況ですが、潜在ニーズも高いことから、病児保育事業については、医療機関や関係機関との連携・調整を図りながら、今後、事業実施について検討します。

■病児・病後児保育事業：「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(人日)	80	80	80	80	80
②確保の内容(人日)	80	80	80	80	80
②-①(人日)	0	0	0	0	0

⑦ファミリー・サポート・センター事業(就学児のみ)

泉佐野市の提供体制、確保策の考え方

○ファミリー・サポート・センター事業については、NPO法人に事業を委託し、1か所で実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は確保できている状況です。
今後、提供会員の登録を働きかけ、さらなる充実を図ります。

■ファミリー・サポート・センター事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(人日)	1,080	1,090	1,100	1,111	1,122
②確保の内容(人日)	1,080	1,090	1,100	1,111	1,122
②-①(人日)	0	0	0	0	0

⑧妊婦健康診査事業

泉佐野市の提供体制、確保策の考え方

○妊婦健康診査事業については、保健センターで実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。

■妊婦健康診査事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(人回)	8,986	8,698	8,376	8,099	7,872
②確保の内容(人回)	8,986	8,698	8,376	8,099	7,872
②-①(人回)	0	0	0	0	0

⑨乳児家庭全戸訪問事業

泉佐野市の提供体制、確保策の考え方

○乳児家庭全戸訪問事業については、「こんにちは赤ちゃん事業」という名称で、保健センター所管事業として助産師・保健師等が乳児のいる家庭を全戸訪問しており、今後の量の見込みに対する提供体制は十分に確保できている状況です。

■乳児家庭全戸訪問事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(人)	759	735	708	685	666
②確保の内容(人)	759	735	708	685	666
②-①(人)	0	0	0	0	0

⑩養育支援訪問事業

泉佐野市の提供体制、確保策の考え方

○養育支援訪問事業については、一般社団法人大阪府助産師会ほか1か所に事業委託し、実施しており、今後の量の見込みに対する提供体制は確保できている状況です。

今後、訪問支援者を確保することにより、支援体制の充実を図ります。

■養育支援訪問事業:「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(人)	18	20	22	24	27
②確保の内容(人)	18	20	22	24	27
②-①(人)	0	0	0	0	0

⑪利用者支援事業

泉佐野市の提供体制、確保策の考え方

○利用者支援事業については、現在実施していませんが、今後、1か所整備し、量の見込みに対する提供体制の確保に努めます。

■利用者支援:「教育・保育提供区域」別、「量の見込み」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み(か所)	1	1	1	1	1
②確保の内容(か所)	1	1	1	1	1
②-①(か所)	0	0	0	0	0

第6章 計画の推進体制

第1節 計画推進における基本的な考え方

1. 計画の進捗状況の管理及び評価

本計画に含まれる分野は、保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境等様々な分野にわたっています。

このため、こども部子育て支援課が中心となり、関係部局、関係機関・団体などと連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

本計画に基づく施策を推進するため、庁内の推進体制として、年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策・事業の充実や見直しについて協議を行うことにより、本計画の円滑な推進に努めます。

また、学識経験者、地域福祉団体や保健・医療・福祉施設等の代表者及び公募の委員等で構成する「泉佐野市子ども・子育て会議」を年1回以上(原則)開催し、その進捗管理・評価を行い、本計画に基づく施策・事業について実効性をもって推進していくこととします。

2. 計画の進行管理

本計画の進行管理は、計画(Plan)、実行(Do)、点検・評価(Check)、改善(Action)といった一連のPDCAサイクルに基づき、その進捗状況を管理していきます。

第2節 市民、関係機関・団体との連携

1. 市民参加・参画の促進

社会全体で子育てを支援するためには、市民や企業、関係団体の理解と協力なくしては実現できません。計画について広報等により市民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、住民参加型のサービスの検討など、市民等による地域ぐるみでの取り組みを支援し、子育て環境づくりに市民参加・参画を推進します。

2. 市民や関係団体との連携

地域での子育て支援のためには、市民、保育所や幼稚園、学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関、行政などがパートナーシップの視点で連携することが不可欠です。

本計画の推進にあたっては、庁内の関係部局をはじめ、関係機関・団体などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら事業を調整し推進します。

また、家庭・地域・学校・企業・行政それぞれが子育てや子どもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに力を合わせながら、子育て支援に関わる様々な施策の計画的・総合的な推進に取り組みます。

3. 地域の人材の確保・養成と連携

市民の子育てに対し多様化するニーズに対応するため、保育士、教員など子育てに関わる専門職員だけでなく、ボランティアなど地域で子育てを支援する幅広い人材の確保・育成に努めます。

参考資料

泉佐野市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 28 日
泉佐野市条例第 27 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。次条において「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、泉佐野市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(担当事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務のほか、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置についての調査審議に関する事務を処理する。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 地域福祉団体の代表者
- (3) 保健医療福祉施設等の代表者
- (4) 公募した市民

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子育て会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 子育て会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬及び費用弁償)

第 6 条 委員に支給する報酬及び費用弁償については、別に条例で定める。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償についての条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償についての条例(昭和 31 年泉佐野市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(泉佐野市附属機関条例の一部改正)

3 泉佐野市附属機関条例(平成 12 年泉佐野市条例第 34 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

泉佐野市子ども・子育て会議条例施行規則

平成 25 年 6 月 28 日
泉佐野市規則第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、泉佐野市子ども・子育て会議条例(平成 25 年泉佐野市条例第 27 号)第 7 条の規定に基づき、泉佐野市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(関係者の出席)

第 2 条 子育て会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 3 条 子育て会議の会議は、公開する。ただし、子育て会議の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 泉佐野市情報公開条例(平成 11 年泉佐野市条例第 27 号)第 6 条各号に掲げる情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 子育て会議の会議を公開するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会議に諮り意見を聴くことができる。

3 会長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第 4 条 子育て会議の庶務は、こども部子育て支援課において行う。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(泉佐野市次世代育成支援対策地域協議会規則の廃止)

2 泉佐野市次世代育成支援対策地域協議会規則(平成 16 年泉佐野市規則第 4 号)は、廃止する。

泉佐野市子ども・子育て会議 委員名簿

(順不同・敬称略)

区 分	所 属	役 職 等	氏 名
学識経験者	日本ソーシャルワーカー協会	副会長	大塚 保信
	大阪体育大学健康福祉学部	准教授	今堀 美樹
	プール学院大学 幼児教育保育学科	教授	寺田 恭子
地域福祉団体の代 表者	泉佐野市町会連合会	副会長	柿本 謙治
	泉佐野市人権協会	樫井地域協議会会長	東妻 篤人
保健医療福祉施設 等の代表者	泉佐野泉南医師会	副会長	中川 公彦
	泉佐野市民生委員児童委員 協議会	副会長	中井 弘信
	泉佐野市社会福祉協議会	副会長	藤堂 重昭
	泉佐野民間保育協議会		小宮 恵一
	泉佐野市私立幼稚園連合会	会長	安井 俊明
	泉佐野市立校長会	代表	中上 一彦
公募した市民	市民公募		川上 智子
	市民公募		芝田 栄美
	市民公募		竹上 貴子
	市民公募		道和 由美子

泉佐野市子ども・子育て支援事業計画

泉佐野市次世代育成支援行動計画

平成27年3月

発行 泉佐野市 こども部 子育て支援課

〒598-8550 大阪府泉佐野市市場東1丁目295番地3

電話 072-463-1212 FAX 072-464-9314